

子どもを取り巻くインターネットの現状に関する調査研究

インターネットトラブル事例解説集

目次

はじめに	3
ネット社会の7つのトラブル	
1 書き込みやメールでの誹謗中傷やいじめ	
1-1 学校裏サイトでの誹謗中傷	7
1-2 プロフ（自己紹介サイト）でのいじめ	11
1-3 メールによるいじめ	15
1-4 なりすまし投稿によるいじめ	18
2 ウイルスの侵入や個人情報の流出	
2-1 パソコンのコンピュータウイルスの感染	21
2-2 プロフからの個人情報流出による嫌がらせ	24
2-3 個人情報の流出による脅迫事件	27
3 インターネットショッピングをめぐるトラブルと不当請求	
3-1 大人名義のクレジットカードの無断使用	30
3-2 インターネットショッピングでのトラブル	33
3-3 無料ゲームサイトでのトラブル	36
3-4 不当請求（ワンクリック請求など）	39
4 著作権法等の違反	
4-1 ゲームソフトの違法ダウンロード	42
4-2 楽曲の違法ダウンロードとコピーの配布	46
5 誘い出しによる性的被害や暴力行為	
5-1 出会い系サイトで知り合った人からの性的脅迫	50
5-2 プロフやコミュニティサイトで知り合った人からの誘い出し・脅迫	53
5-3 掲示板への投稿から個人情報を特定され暴力行為に発展	57
6 ネット依存による健康被害	
6-1 ゲーム依存により日常生活に悪影響	60
6-2 ケータイ依存により情緒不安定に	63
7 犯行予告等	
7-1 児童生徒に危害を加えるという犯行予告	66
7-2 掲示板で特定の個人に嫌がらせ	70

はじめに

この「インターネットトラブル事例解説集」は、実際に身近に起きたネット犯罪やトラブルとして「インターネットトラブル事例集」に掲載した事例について解説したものです。これらの事例は、100人以上の小中学校の教師の方々、1,000人以上の小中学生の保護者の方々を対象に行ったアンケート調査、インターネットトラブルに日々対応されている専門家の方々へのヒアリング調査から得られた、代表的な事例に基づいています。

各事例について、そのトラブルの原因となる要素は、①知識・スキル不足、②家庭内や友人とのコミュニケーション不足や希薄な人間関係、に大きく分けることができると考えられるため、本書では、①知識・スキルの観点、②コミュニケーションの観点から、予防策・対処方法を説明しています。複数の事例に共通するような予防策・対処方法もありますが、事例ごとに完結した説明となるよう配慮しています。

また、各事例の説明の最後には、「指導のポイント」として、予防策・対処方法のうち、保護者、教師の方々が子どもたちに指導するポイントをまとめていますので、参考にいただければ幸いです。

トラブル事例の分類とトラブルが引き起こす問題

本書では、以下に示すインターネット社会の7つのトラブルごとに選定した計20件の事例について解説しています。

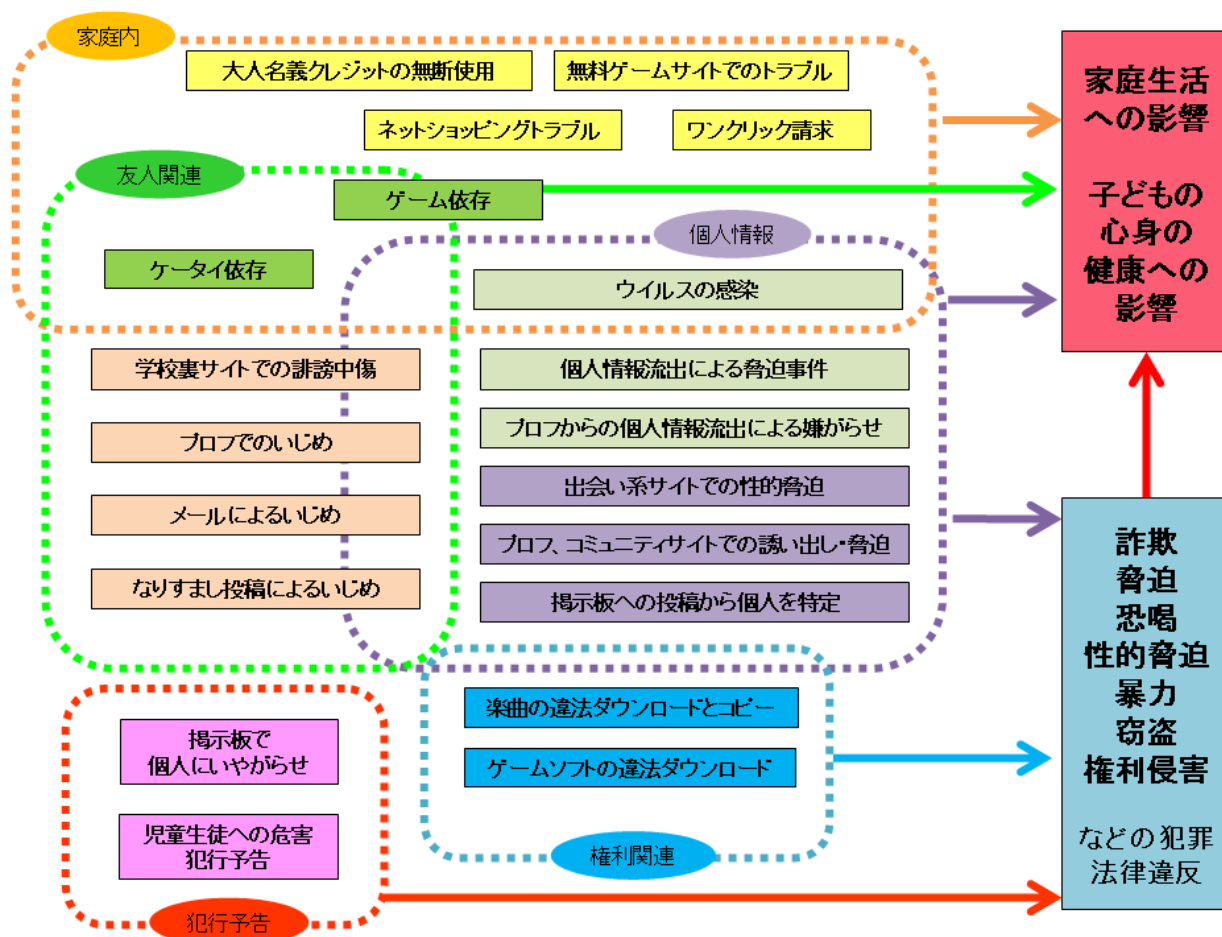
- 書き込みやメールでの誹謗中傷やいじめ
- ウイルスの侵入や個人情報の流出
- インターネットショッピングをめぐるトラブルと不当請求
- 著作権法等の違反
- 誘い出しによる性的被害や暴力行為
- ネット依存による健康被害
- 犯行予告等

また、これらの事例は現象面からとらえると、次のように分類することができます。

- 家庭内トラブル
- 友人とのコミュニケーショントラブル
- 個人情報関連トラブル
- 権利侵害や法律違反にまつわるトラブル
- 犯行予告

これらのトラブルは、「家庭生活への影響」や「子どもの心身の健康への影響」を引き起こしたり、「詐欺、脅迫、恐喝、性的脅迫、暴力、窃盗などの犯罪」に巻き込まれたりするなどの恐れがあります（図1を参照）。

図1 トラブルとそのもたらす結果の関係図



トラブルの原因、現象面に表れていることは様々ですが、インターネット上のトラブルの対応策は、大きく2つに集約することができます。

- ① 子どもたちが、インターネット上の情報を見分け、インターネット上での自分の行動や責任について判断できる力を持つこと
- ② 家庭及び学校でインターネットトラブルについて指導し、子どもとよくコミュニケーションをとるとともに、しっかり監督すること

そこで、ベースとなる共通項についての対応策について、①知識・スキルの観点、②コミュニケーションの観点から考えてみましょう。

トラブルの予防策・対処方法の基本的な考え方

1 | 知識・スキルの観点

インターネットの特性（インターネット上で発信した情報は、多くの人に瞬時に広まり、一度公開された情報は完全には消すことができない、インターネットは匿名ではなく、書き込んだ人を特定することが可能など）を理解したうえで、インターネットを利用するように指導しましょう。

また、他の人の誹謗中傷をしないといった基本的なモラルを身に付け、法律やきまりを守り、行動することは、日常生活だけでなくインターネットでも同じです。こうした社会のルールについても学習できるように、家庭や学校で様々な機会を作って、子どもたちを指導していきましょう。

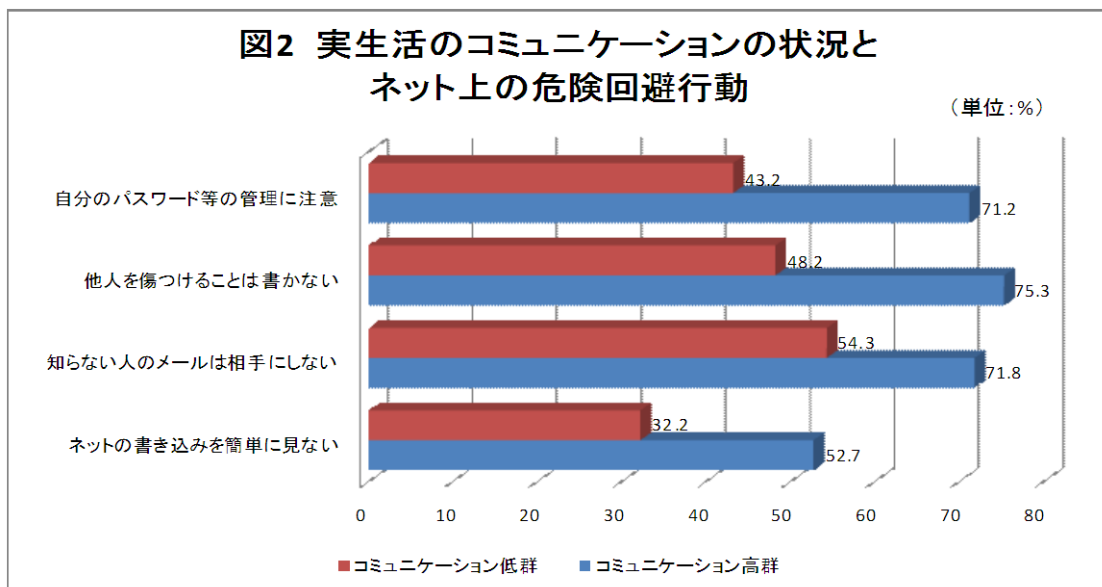
2 | コミュニケーションの観点

家庭や学校でのコミュニケーション、人間関係について、興味深いデータがあります。警視庁の調査によると、保護者や教師、友人などとのコミュニケーションが良好な場合（コミュニケーション高群）は、そうではない場合（コミュニケーション低群）に比べ、インターネット上の危険性を回避する行動をとっている者の割合が高くなっています（図2参照）。

（出典）中学生の携帯電話によるインターネットの利用等に関する調査（平成21年2月；警視庁）

これは、実生活場面で他者との関係を良好に保つことが、インターネット上の危険性を回避する態度を形成できる要因の一つであることを示しており、日頃から家庭や学校での会話を大切にすることが重要だということが分かります。

子どもとコミュニケーションを密に交わし、保護者や教師など周りの大人に気軽に相談できる関係をつくることで、子どもの日常生活や体調の変化、悩みごとの有無などを察知できます。保護者や教師も、プロフや掲示板など子どもが関心を持っているサービスを実際に閲覧し、内容をチェックして見ることで、子どもと話し合いのきっかけができたり、子どもの気持ちをより理解しやすくなったりするきっかけになります。



(出典)「中学生の携帯電話によるインターネット利用等に関する調査」(平成21年2月;警視庁)

調査期間:平成20年7月1日~20日

調査対象:東京都内の中学生3,049名

(グラフは、携帯電話を保有していると回答した2,256名についてのデータ)

1 書き込みやメールでの誹謗中傷やいじめ

1-1 学校裏サイトでの誹謗中傷

書き込みやメールでの
誹謗中傷やいじめ

学校裏サイト^(注)への誹謗中傷の書き込みが、いじめの一端となっています。
児童生徒は、不特定の人が見ているサイトに悪口などを書き込まれ、大きなショックを受けます。また、誰が書き込んだのかわからないことも多いので、心に大きな不安感を抱きます。

(注) 学校の公式サイトとは別に立ち上げられたサイトのこと。誹謗中傷表現や暴力表現などが多くのサイトで見られます。



中学3年生(女子)のAさんとBさんは、部活の友人同士。いつもお互いに競いあいながら、練習に励んでいました。



ある日、Aさんは学校裏サイトをのぞいて見たところ、自分の悪口が書かれていることを知りました。

しかも、悪口を書いたのは、部活の仲間のBさんであることがわかって、Aさんは大きなショックを受けてしまいました。

【事例の解説（学校裏サイトでの誹謗中傷）】

学校裏サイト（学校非公式サイト）とは、「学校の公式サイトとは別に立ち上げられたサイトのこと、学校行事や定期テストに関する情報交換などを目的としたサイトとして利用されていたが、最近では実名を挙げての誹謗中傷が横行するなど、いじめの温床として注目されるサイト」のことです。

（大辞林 第二版）

文部科学省の「青少年が利用する学校非公式サイトに関する調査」（平成20年3月）によると、確認された学校裏サイトの数は38,260件に上り、このうち約2,000件の書き込み内容を調べたところ、「キモイ」「うざい」などの誹謗中傷表現が50%のサイトに、「死ね」「消えろ」「殺す」などの暴力表現も27%のサイトに見られました。

ある特定の児童生徒がいじめのターゲットになり、学校裏サイト上で、誹謗中傷が書き込まれることがあります。一度、誹謗中傷の言葉が書き込まれると、それを見た他の児童生徒も同調し、集中砲火のように特定の児童生徒に悪口の言葉を浴びせます。その言葉は、短くても人を傷つけるような内容であるため、画面で見ると非常にきつい言葉に感じ、被害にあった児童生徒は、精神的なダメージを強く受けます。また、誰が書き込んだのかわからないことも多いので、心に大きな不安感を抱きます。

●トラブル予防のポイント

1 | 知識・スキルの観点

インターネット上の書き込みをめぐるトラブルの予防には、コミュニケーションの観点での指導(2を参照)が最も大切ですが、保護者や教師が知っておくべきこと、子どもにも理解させておきたいことがあります。

誹謗中傷の書き込みは卑怯な行為であるとともに、犯罪行為となることがあることを理解させましょう。また、子どもたちは、インターネット上で書き込みをしても、誰が書いたのか分からないと思っている場合がありますが、書き込んだ人を特定できることを理解させましょう。

<予防策・対処方法>

① インターネットの特性を理解させる

インターネット上で発信した情報は、多くの人に瞬時に広まり、一度公開された情報は完全には消すことができません。

また、インターネット上では、サイトを閲覧したり、サイトに書き込んだりすると、ログ(書き込みの記録)が残ります。子どもたちは、サイトに書き込みをしても誰が書いたのか分からないと思っている場合がありますが、警察からの要請があれば、サイトの運営会社(運営者)はログを提出しなければならないので、どのコンピュータから書き込んだかが分かり、書き込んだ人を特定することができます。

② 悪質な誹謗中傷やいじめは犯罪行為となることを理解させる

悪質な誹謗中傷を書き込み、相手の名誉を傷つけた場合は、刑事と民事の両方で責任を追求されることがあることを理解させましょう。(具体的な規定についてはP12参照)

③ 学校裏サイトがあるかどうかを定期的に確認する

保護者や教師は、学校裏サイトがあるかどうか、どのように利用されているかを定期的にチェックしましょう。

全国 Web カウンセリング協議会のホームページ (<http://www.web-mind.jp/gus/>) から閲覧申請をすることができます。同様に、「裏サイトチェッカー」(<http://schecker.jp/>) でもチェックすることができます。

④ 悪質な誹謗中傷の書き込みがあった場合は削除依頼する

学校裏サイトなどに書き込まれた内容が名誉毀損等にあたると思われる場合は、書き込まれた文章、書き込まれたページの URL、書き込みをした者の ID やメールアドレスなどを証拠としてプリントアウト(または画面をハードコピー)したうえで、サイトの管理者等に削除を依頼することができます。また、身近にある専門機関(最寄りの警察、サイバー犯罪相談窓口、弁護士など)に相談するのもよいでしょう。

○ 都道府県警察本部のサイバー犯罪相談窓口等一覧

<http://www.npa.go.jp/cyber/soudan.htm>

2 | コミュニケーションの観点

日頃から、相手の気持ちを考え、相手を思いやるコミュニケーションを心がけるよう指導しましょう。多くの人が見るサイトで誹謗中傷の書き込みをされた子どもは、大きなショックを受け、誰が書いたのか分からないことも多いため、大きな不安感を抱いてしまいます。

また、子どもがいじめにあっているなど、困ったことが起きていないかどうかを確認しましょう。子どもは、いじめられているとき、親には知られたくないとの思いから、いじめの事実を隠そうとします。子どもが心に深い傷を負わないよう、保護者や教師は、子どもとのコミュニケーションの中からいじめを予防するようにしましょう。

<予防策・対処方法>

① 書き込んだ内容を読んだ相手の気持ちを考えるよう指導する

インターネット上では、日常生活と同じように、自分の発した言葉に対して相手がどう感じるか、相手の気持ちを考えて、相手を傷つけるような言葉は使わないよう指導しましょう。

また、書き込んだ本人は軽い冗談のつもりで書いた言葉でも、気づかないうちに相手をひどく傷つけてしまうことがあります。誹謗中傷を書き込んだつもりでなくても、相手を傷つけてしまうことがあることを理解させましょう。

② 文字によるコミュニケーションの危険性を理解させる

文字によるコミュニケーションは、相手の表情や身振りが見えないので、対面のコミュニケーションと比較して感情が伝わりにくいことがあります。また、短い文章では、自分が本来伝えたかった真意が伝わらずに、相手に誤解をされてしまうことがあります。

文字によるコミュニケーションは、対面でのコミュニケーションとは違い、相手に自分の意図が伝わりにくいことを理解させましょう。

③ 子どもの心の変化やいじめの兆候に注意を払う

保護者や教師は、子どもがいつでも相談しやすい環境をつくっておくとともに、子どもの様子を観察し、コミュニケーションをとる中で、心の変化や、いじめにあっていないか、いじめの兆候が表れていないかを、早く察知できるように注意を払いましょう。いじめの兆候としては、以下のようなことが挙げられます。

- 家での会話が減る。
- 学校や友だちのことを話さなくなる。
- 食欲不振や不眠を訴える。
- 家でお金がなくなったり、子どもが使い道のはっきりしないお金をほしがったりする。
- 学校に行きたがらない、サボる。
- 成績が低下する。
- 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされる。

④ いじめにあった場合は、保護者や教師など周りの大人に相談するように話しておく

書き込みによる誹謗中傷は内容が過激になりやすいため、周囲には知られたくないとの思いから、子どもたちはいじめの事実を隠そうとします。しかし、言葉の暴力は子どもの心を深く傷つけるため、早急な対応が必要です。

保護者や教師は、子どもとのコミュニケーションを密にして、もしいじめにあったら保護者や教師、スクールカウンセラーなど周りの大人に相談するように話しておくことが大切です。他の子どもがいじめにあっていることに気づいた場合についても同じです。

なお、誹謗中傷を書き込まれて、子どもがショックを受けている場合は、スクールカウンセラーなどの専門家に相談し、具体的なケアについて指導を受けましょう。

また、書き込みをした子どもも、家庭や学校でのストレス、心理的なプレッシャーを抱えている可能性がありますので、書き込みをした子どもに対するケアも必要です。

指導のポイント

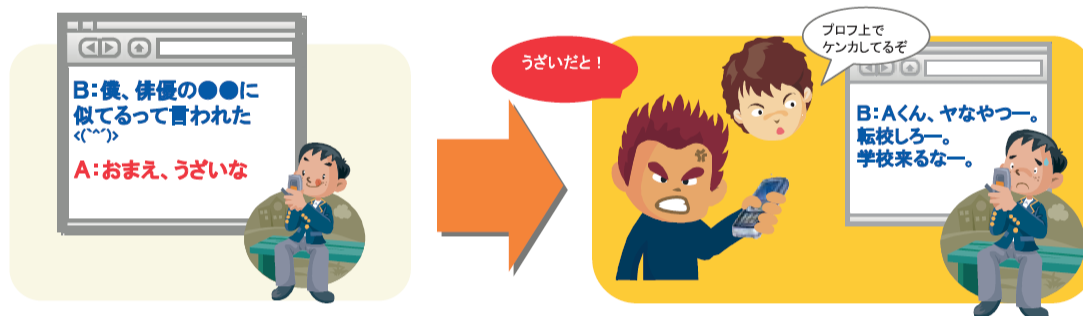
- インターネット上の書き込んだ内容を読んで、相手がどのような気持ちになるかをよく考え、相手を傷つけるような言葉を使わないように指導する
- 文字によるコミュニケーションは、相手の表情や身振りが見えないので、対面のコミュニケーションと比較して、感情や真意が伝わりにくく、相手を傷つけてしまうことがあることを理解させる
- インターネット上で発信した情報は、多くの人に瞬時に広まり、一度公開された情報は完全には消すことができない、また、インターネット上の書き込みは、調べれば書き込んだ人を特定することができるなど、インターネットの特性を理解させる
- 書き込んだ内容が悪質である場合は、犯罪行為となることもあり、インターネット上に、他の人の誹謗中傷を書き込んではいけないことを理解させる
- いじめにあった場合やいじめに気づいた場合は、保護者や教師、スクールカウンセラーなど周りの大人に相談するように話しておくとともに、子どもの様子から心の変化やいじめの兆候を早く察知する

1-2 プロフ（自己紹介サイト）でのいじめ

書き込みやメールでの
誹謗中傷やいじめ

プロフ（自己紹介サイト）で身のまわりに起きた出来事を発信したり、友だちのプロフに書き込んだりしている児童生徒が増えています。

最大手のプロフサイトのユーザー数は平成21年9月時点で約560万人おり、利用者増に伴い、書き込みがもとになったトラブルも数多く発生しています。



小学6年生（男子）のAくんは、友だちとお互いのプロフにコメントを書いています。

ある時、Aくんはいつものやり取りの中で軽い冗談のつもりで、Bくんのプロフに「うざい」と書き込んでしまいました。

Aくんが書き込んだ内容に怒ったBくんは、他の友だちにも連絡をして、Aくんのプロフにきつい言葉で文句を書き込みました。

それを読んだAくんは落ち込んで、学校に行けなくなっていました。

【事例の解説（プロフ（自己紹介サイト）でのいじめ）】

プロフ（プロフィールサイト）とは、インターネット上で公開する自己紹介サイトのことであり、無料で作成できます。サイトにあらかじめ用意されている質問項目（性別・名前・誕生日・住んでいるところなど）から、公開したいものだけに答えていくだけで簡単に自己紹介ページをつくることができ、写真を掲載することもできます。

プロフはコミュニケーションツールにもなっており、子どもたちは、自分のことを友だちに知ってほしい、情報を交換したいという気持ちから、プロフに自分の身の回りで起こったことを書き込んだり、友だちとの写真を掲載したりして、楽しんでいます。

一方で、プロフによる発信や書き込みが原因のトラブルも少なくありません。これらのトラブルの多くは、子どもたちが自分の書いた言葉が相手にどのように伝わるかの配慮に欠けていたり、自らの行動がどのような結果を招くかの理解が不足していたりすることに起因しています。子どもたちが軽い冗談のつもりで書き込んだ言葉でも、相手の気持ちを考えていないものは相手を傷つけてしまうことがあります。また、プロフのような短い文章でのコミュニケーションは、誤解されることも多々あります。

また、プロフがいじめに使われたりすることも多く、他人の名前、連絡先をかたってプロフを作り、顔写真を掲載して、援助交際を希望する書き込みをしたり、友だちの悪口を書き込んだりするといった、悪質ないじめの道具にもなっています。プロフでのいじめが、現実のいじめに発展することもあります。

プロフでのいじめは保護者や教師が気づかないうちに進行します。これは、大人がプロフのサービスや書かれている内容を知らないことが一因です。文部科学省の「子どもの携帯電話等の利用に関する調査」（平成21年5月）によると、中高生でプロフを公開したことのある生徒の割合は、中学2

年生 13%、高校 2 年生 44%となっています。その一方で、自分の子どもがプロフを公開していると思う保護者は、中学 2 年生の保護者 7%、高校 2 年生の保護者 16.5%となっており、保護者と子どもの間で認識の開きがあります。

●トラブル予防のポイント

1 | 知識・スキルの観点

インターネット上の書き込みをめぐるトラブルの予防には、コミュニケーションの観点での指導(2を参照)が最も大切ですが、保護者や教師が知っておくべきこともあります。保護者や教師がプロフについて知り、なぜ子どもたちがプロフを利用しているのかを理解することがトラブルの予防につながります。子どもたちがどんな情報をプロフから発信しているかを知ると、子どもたちの気持ちを理解する早道になるでしょう。

<予防策・対処方法>

① インターネットの特性を理解させる

インターネット上で発信した情報は、多くの人に瞬時に広まり、一度公開された情報は完全には消すことができません。

また、インターネット上では、サイトを閲覧したり、サイトに書き込んだりすると、ログ（書き込みの記録）が残ります。子どもたちは、サイトに書き込みをしても誰が書いたのか分からないと思っている場合がありますが、警察からの要請があれば、サイトの運営会社（運営者）はログを提出しなければならないので、どのコンピュータから書き込んだかが分かり、書き込んだ人を特定することができます。

② 悪質な誹謗中傷やいじめは犯罪行為となることを理解させる

悪質な誹謗中傷を書き込み、相手の名誉を傷つけた場合は、刑事と民事の両方で責任を追求されることがあることを理解させましょう。

刑法第 230 条（名誉毀損）では、「公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3 年以下の懲役若しくは禁錮又は 50 万円以下の罰金に処する。」と規定されています。

また、民法は、他人に損害を与えたら賠償金を支払うことを定めています。民法第 723 条（名誉毀損における原状回復）では、「他人の名誉を毀損した者に対しては、裁判所は、被害者の請求により、損害賠償に代えて、又は損害賠償とともに、名誉を回復するのに適当な処分を命ずることができる。」と規定されています。

③ 保護者や教師がプロフについて知り、子どもがプロフを開設しているか確認する

保護者や教師が実際にプロフにアクセスし、プロフから発信されている情報を見てみましょう。子どもがプロフを開設している場合は、プロフの URL や ID・パスワードなどを教えてもらい、実際に携帯電話やパソコンからそのプロフを閲覧してみましょう。本人や友だちの実名や学校名などの個人情報に掲載されているかどうか確認してみてください。子どもたちがいかに無防備

に情報を発信しているかに気づくはずですが。

子どもがプロフを開設しているかどうかについては、保護者のネットワークを使って把握することも考えられます。

④ 悪質な誹謗中傷の書き込みがあった場合は削除依頼する

プロフなどに書き込まれた内容が名誉毀損等にあたると思われる場合は、書き込まれた文章、書き込まれたページの URL、書き込みをした者の ID やメールアドレスなどを証拠としてプリントアウト（または画面をハードコピー）したうえで、サイトの管理者等に削除を依頼することができます。また、身近にある専門機関（最寄りの警察、サイバー犯罪相談窓口、弁護士など）に相談するのもよいでしょう。

○ 都道府県警察本部のサイバー犯罪相談窓口等一覧

<http://www.npa.go.jp/cyber/soudan.htm>

2 | コミュニケーションの観点

日頃から、相手の気持ちを考え、相手を思いやるコミュニケーションを心がけるように指導しましょう。また、保護者や教師は、子どもとのコミュニケーションの中から、心の変化やいじめの兆候に注意を払うようにしましょう。

<予防策・対処方法>

① 書き込んだ内容を読んだ相手の気持ちを考えるよう指導する

インターネット上では、日常生活と同じように、自分の発した言葉に対して相手がどう感じるか、相手の気持ちを考えて、相手を傷つけるような言葉は使わないよう指導しましょう。

また、書き込んだ本人は軽い冗談のつもりで書いた言葉でも、気づかないうちに相手をひどく傷つけてしまうことがあります。誹謗中傷を書き込んだつもりでなくても、相手を傷つけてしまうことがあることを理解させましょう。

② 文字によるコミュニケーションの危険性を理解させる

文字によるコミュニケーションは、相手の表情や身振りが見えないので、対面のコミュニケーションと比較して感情が伝わりにくいことがあります。また、短い文章では、自分が本来伝えたかった真意が伝わらずに、相手に誤解をされてしまうことがあります。

文字によるコミュニケーションは、対面でのコミュニケーションとは違い、相手に自分の意図が伝わりにくいことを理解させましょう。

③ 子どもの心の変化やいじめの兆候に注意を払う

保護者や教師は、子どもがいつでも相談しやすい環境をつくっておくとともに、子どもの様子を観察し、コミュニケーションをとる中で、心の変化や、いじめにあっていないか、いじめの兆候が表れていないかを、早く察知できるように注意を払いましょう。（P9 を参照）

④ いじめにあった場合は、保護者や教師など周りの大人に相談するように話しておく

書き込みによる誹謗中傷は内容が過激になりやすいため、周囲には知られたくないとの思いから、子どもたちはいじめの事実を隠そうとします。しかし、言葉の暴力は子どもの心を深く傷つけるため、早急な対応が必要です。

保護者や教師は、子どもとのコミュニケーションを密にして、もしいじめにあったら保護者や教師、スクールカウンセラーなど周りの大人に相談するように話しておくことが大切です。他の子どもがいじめにあっていることに気づいた場合についても同じです。

なお、誹謗中傷を書き込まれて、子どもがショックを受けている場合は、スクールカウンセラーなどの専門家に相談し、具体的なケアについて指導を受けましょう。

また、書き込みをした子どもも、家庭や学校でのストレス、心理的なプレッシャーを抱えている可能性がありますので、書き込みをした子どもに対するケアも必要です。

指導のポイント

- 軽い気持ちで書いた言葉が、相手をひどく傷つけたり、腹を立てさせてしまったりすることがあることや、書き込んだ内容を読んで相手がどのような気持ちになるかを考えるように指導する
- 文字によるコミュニケーションは、相手の表情や身振りが見えないので、対面のコミュニケーションと比較して、感情や真意が伝わりにくく、相手を傷つけてしまうことがあることを理解させる
- インターネット上で発信した情報は、多くの人に瞬時に広まり、一度公開された情報は完全には消すことができない、また、インターネット上の書き込みは、調べれば書き込んだ人を特定することができるなど、インターネットの特性を理解させる
- 書き込んだ内容が悪質である場合は、犯罪行為となることがあり、インターネット上に、他の人の誹謗中傷を書き込んではいけないことを理解させる
- いじめにあった場合やいじめに気づいた場合は、保護者や教師、スクールカウンセラーなど周りの大人に相談するように話しておくとともに、子どもの様子から心の変化やいじめの兆候を早く察知する

1-3 メールによるいじめ

書き込みやメールでの
誹謗中傷やいじめ

中高生のコミュニケーション手段として、メールが使われるようになるとともに、いじめの手段としてメールが使われるようになっていきます。
メールによるいじめは、周囲の人に分かりにくいいため、陰湿化しやすいのが特徴です。

多
深



中学2年生(男子)のAくんは、学校の先輩から変なポーズを取るように強要されました。恥ずかしいからと何度も断ったのですが、断り切れずにそのポーズをとったところ、写真に撮られて、多くのクラスメートや先輩にメールで送られてしまいました。

写真付きメールを受け取った何人かは、Aくんを知らない人にも転送していました。



その後、Aくんのところにはクラスメートや先輩から「そんな人とは思わなかった」などと書かれたメールがひっきりなしに送られるようになり、全く知らない人からも同様なメールが届くようになりました。

Aくんは、メールの着信音が鳴っても、怖くてメールを読むことができなくなり、友だちとメールを楽しむこともできなくなりました。

【事例の解説 (メールによるいじめ)】

学校でのいじめ、プロフやブログなどで発生したいじめが進行し、誹謗中傷のメールが特定の児童生徒に送られることがあります。メールは、一方的に送られ続けて逃げ場がなくなるため、被害者は家に帰っても心を休めることができません。また、メールの短い文章は過激になることが多いため、被害者に与える精神的ダメージは大きくなります。

インターネット上で発生したいじめが、学校での現実のいじめに発展することがあります。ネット上のいじめと現実のいじめが相互に影響しあっているのです。

教師を対象にした調査によると、携帯電話に関する相談のうち「携帯電話のメールを利用したいじめに遭っている」と答えた人は小学校で15.8%、中学校で41.2%を占めます。

(出典) モバイル社会白書 2007 (平成19年7月; NTTドコモ モバイル社会研究所)

携帯電話のメールを利用したいじめを経験している中学生が多い背景として、以下のような原因が考えられます。

- 中学校は新しい人間関係をつくる時期なので、従来とは異なるコミュニケーションをとるようになる。
- 中学校入学の時期に携帯電話を持ち始め、メールを使い始めるため、メールによるコミュニケーションが急速に広まる。(「子どもの携帯電話等の利用に関する調査」(平成21年5月; 文部科学省)によると、中学2年生の携帯電話の所有率は45%を超えています。)
- 自分の書いた言葉が相手にどのように伝わるかの配慮に欠けていたため、些細なコミュニケーションの行き違いが、大きなトラブルになることがある。

●トラブル予防のポイント

1 | 知識・スキルの観点

保護者や教師は、ネット上のいじめと現実のいじめとの相互の関連性を理解して、予防・対応策をとる必要があります。現実のいじめとメールによるいじめが同時進行すると、いじめが家に帰っても続くこととなります。特にメールによるいじめは被害者の精神的なダメージが大きく、被害者の心を深く傷つけてしまいます。

<予防策・対処方法>

① 悪質な誹謗中傷やいじめは犯罪行為となることを理解させる

悪質な誹謗中傷をメールで送るなどして、相手の名誉を傷つけたり、相手を脅迫したりした場合は、刑事と民事の両方で責任を追求されることがあることを理解させましょう。(具体的な規定の例についてはP12を参照)

② 携帯メールの特徴について理解させる

携帯メールは、24時間365日アクセスすることが可能です。このため、携帯メールによる誹謗中傷は、一方的に送られ続けて逃げ場なくなるため、被害者は家に帰っても心を休めることができません。

③ 携帯メールの受信拒否設定をする

送信者が分かっている場合は、特定の送信者のメールの受信を拒否する「受信拒否設定」を行うと有効です。設定方法が分からない場合、携帯電話会社のショッップに相談するとよいでしょう。

2 | コミュニケーションの観点

メールによるいじめは保護者や教師の目に触れにくいいため、大人の見えないところで進行します。最悪の場合、いじめが原因の自殺や事件などに発展してしまう危険性があります。保護者や教師は、子どもたちとのコミュニケーションを密にして、予防を図りましょう。

<予防策・対処方法>

① メールを受け取った相手の気持ちを考えるよう指導する

インターネット上では、日常生活と同じように、自分の発した言葉に対して相手がどう感じるか、相手の気持ちを考えて、相手を傷つけるような言葉は使わないよう指導しましょう。誹謗中傷を書き込んだつもりでなくても、相手を傷つけてしまうことがあることを理解させましょう。自分が送ったメールを見て、相手がどう感じるかを考えさせたり、話し合ったりしてもよいでしょう。

② 文字によるコミュニケーションの危険性を理解させる

文字によるコミュニケーションは、相手の表情や身振りが見えないので、対面のコミュニケー

ションと比較して感情が伝わりにくいことがあります。また、短い文章では、自分が本来伝えなかった真意が伝わらずに、相手に誤解をされてしまうことがあります。

文字によるコミュニケーションは、対面でのコミュニケーションとは違い、相手に自分の意図が伝わりにくいことを理解させましょう。

③ 子どもの心の変化やいじめの兆候に注意を払う

保護者や教師は、子どもがいつでも相談しやすい環境をつくっておくとともに、子どもの様子を観察し、コミュニケーションをとる中で、心の変化や、いじめにあっていないか、いじめの兆候が表れていないかを、早めに察知できるように注意を払いましょう。(P9を参照)

特に携帯メールによるいじめの兆候としては、以下のようなことが挙げられます。

- ・携帯メールの着信音におびえるようになった
- ・携帯メールに返信しないようになった
- ・以前は着信音を出していたのに、バイブレーションのみになった

④ いじめにあった場合は、保護者や教師など周りの大人に相談するように話しておく

メールでのいじめは特に陰湿になる傾向があるため、周囲には知られたくないとの思いから、子どもたちはいじめの事実を隠そうとします。しかし、言葉の暴力は子どもの心を深く傷つけるため、早急な対応が必要です。

保護者や教師は、子どもとのコミュニケーションを密にして、もしいじめにあったら保護者や教師、スクールカウンセラーなど周りの大人に相談するように話しておくことが大切です。他の子どもがいじめにあっていることに気づいた場合についても同じです。

なお、メールによるいじめで、子どもがショックを受けている場合は、スクールカウンセラーなどの専門家に相談し、具体的なケアについて指導を受けましょう。

また、メールを送った子どもも、家庭や学校でのストレス、心理的なプレッシャーを抱えている可能性がありますので、メールを送った子どもに対するケアも必要です。

指導のポイント

- 否定的なメールが頻繁に届くことで、メールの受け手は送り手の想像以上に傷つくことや、相手を傷つけるような言葉を使わないなど、相手の気持ちをよく考えるように指導する
- 文字によるコミュニケーションは、相手の表情や身振りが見えないので、対面のコミュニケーションと比較して、感情や真意が伝わりにくく、相手を傷つけてしまうことがあることを理解させる
- いじめにあった場合やいじめに気づいた場合は、保護者や教師、スクールカウンセラーなど周囲の大人に相談するように話しておくとともに、子どもの様子から心の変化やいじめの兆候を早く察知する

1-4 なりすまし投稿によるいじめ

書き込みやメールでの
誹謗中傷やいじめ

掲示板やブログなどの公開型のサイトに、友だちや架空の人物になりすまして書き込みをするなど「なりすまし投稿」によるいじめが行われています。

深

犯



学校内で、ある生徒の教科書がなくなる事件が起きました。中学3年生(女子)のAさんは、クラスメイトと犯人探しをしていました。

Aさんは、Bさんを犯人と思い込み、学校のブログに、Bさんになりすまして「私がやった」と語った内容の犯行声明文を書きこみました。

その結果、Bさんは一方的に犯人にまつりあげられてしまいました。しかし、実際にはBさんは犯人ではありませんでした。

Bさんはクラスメイトを信用できなくなってしまい、誰とも話さないようになってしまいました。

【事例の解説 (なりすまし投稿によるいじめ)】

「なりすまし投稿」とは掲示板やブログなどの不特定多数の人が閲覧するサイトに、友だちや架空の人物になりすまして投稿したり、コメントを書き込んだりする行為です。他人になりすましてみだらな写真を掲載したり、援助交際を求める記事を投稿したり、誹謗中傷を書き込んだりします。なりすましをされた被害者は、誰がなりすましたのかが分からないため、疑心暗鬼になり心理的なプレッシャーを受けてしまいます。

なりすまして投稿した人は、誰が書いたか分からないとと思っている場合がありますが、インターネットではサイトを閲覧したり、サイトに書き込んだりすると、ログ(書き込みの記録)が記録されます。悪質な誹謗中傷で事件に発展する恐れがある場合、警察からの要請があればサイトの運営会社(運営者)はログを提出しなければならないので、どのコンピュータから書き込んだかが分かり、書き込んだ人を特定することができます。

上記の事例のように、なりすまし投稿は冤罪の被害者を生み出すだけでなく、相手の信用・名誉を著しく傷つけてしまいます。また、なりすまして投稿した人と被害者の人間関係も崩壊してしまうのです。

●トラブル予防のポイント

1 | 知識・スキルの観点

子どもたちは、自分の行動が招く結果を知らずになりすまし行為をしてしまうことがあります。法律的な罰則を知って行動を抑制する、インターネットに書き込んだことは誰が書いたか特定できるといった、知識・スキルを習得する必要があります。

<予防策・対処方法>

① インターネットの特性を理解させる

インターネット上で発信した情報は、多くの人に瞬時に広まり、一度公開された情報は完全には消すことができません。

また、インターネット上では、サイトを閲覧したり、サイトに書き込んだりすると、ログ（書き込みの記録）が残ります。子どもたちは、サイトに書き込みをしても誰が書いたのか分からないと思っている場合がありますが、警察からの要請があれば、サイトの運営会社（運営者）はログを提出しなければならないので、どのコンピュータから書き込んだかが分かり、書き込んだ人を特定することができます。

② 悪質な誹謗中傷やいじめは犯罪行為となることを理解させる

悪質な誹謗中傷を書き込み、相手の名誉を傷つけた場合は、刑事と民事の両方で責任を追求されることがあることを理解させましょう。（具体的な規定の例についてはP12を参照）

③ 悪質な誹謗中傷の書き込みがあった場合はする

掲示板やブログなどに書き込まれた内容が名誉毀損等にあたると思われる場合は、書き込まれた文章、書き込まれたページのURL、書き込みをした者のIDやメールアドレスなどを証拠としてプリントアウト（または画面をハードコピー）したうえで、サイトの管理者等に削除を依頼することができます。また、身近にある専門機関（最寄りの警察、サイバー犯罪相談窓口、弁護士など）に相談するのもよいでしょう。

○ 都道府県警察本部のサイバー犯罪相談窓口等一覧

<http://www.npa.go.jp/cyber/soudan.htm>

2 | コミュニケーションの観点

なりすまし投稿によるいじめは、加害者と被害者の人間関係がうまくいっていないことが原因で発生することがあります。日頃から子どもたちの人間関係に留意し、いじめの兆候がないかを確認することが、なりすまし投稿の予防につながります。

<予防策・対処方法>

① 書き込んだ内容を読んだ相手の気持ちを考えるよう指導する

インターネット上では、日常生活と同じように、自分の発した言葉に対して相手がどう感じる

か、相手の気持ちを考えて、相手を傷つけるような言葉は使わないよう指導しましょう。

また、書き込んだ本人は軽い冗談のつもりで書いた言葉でも、相手をひどく傷つけてしまうことがあります。誹謗中傷を書き込んだつもりでなくても、相手を傷つけてしまうことがあることを理解させましょう。

② 子どもの心の変化やいじめの兆候に注意を払う

保護者や教師は、子どもがいつでも相談しやすい環境をつくっておくとともに、子どもの様子を観察し、コミュニケーションをとる中で、心の変化や、いじめにあっていないか、いじめの兆候が表れていないかを、早めに察知できるように注意を払いましょう。(P9を参照)

③ いじめにあった場合は、保護者や教師など周りの大人に相談するように話しておく

なりすまし投稿によるいじめ(いわれのない誹謗中傷など)は、被害者の心を深く傷つけます。周囲には知られたくないとの思いから、子どもたちはいじめの事実を隠そうとします。

保護者や教師は、子どもとのコミュニケーションを密にして、もしいじめにあったら保護者や教師、スクールカウンセラーなど周りの大人に相談するように話しておくことが大切です。これは、他の子どもがいじめにあっている場合についても同じです。

なお、子どもがなりすまし投稿による誹謗中傷などを書き込まれてショックを受けている場合は、スクールカウンセラーなどの専門家に相談し、具体的なケアについて指導を受けましょう。

また、なりすまし投稿をしてしまった子どもも、家庭や学校でのストレス、心理的なプレッシャーを抱えている可能性がありますので、その原因を探り、どのように解決したらいいかを考えましょう。

指導のポイント

- インターネット上の書き込んだ内容を読んで、相手がどのような気持ちになるかをよく考え、相手を傷つけるような言葉は使わないように指導する
- インターネット上で発信した情報は、多くの人に瞬時に広まり、一度公開された情報は完全には消すことができない、また、インターネット上の書き込みは、調べれば書き込んだ人を特定することができるなど、インターネットの特性を理解させる
- 書き込んだ内容が悪質である場合は、犯罪行為となることがあり、インターネット上に、他の人の誹謗中傷を書き込んではいけないことを理解させる
- インターネット上でいわれのない誹謗中傷をされた場合は、保護者や教師、スクールカウンセラーなど周りの大人に相談するように話しておくとともに、子どもの様子から心の変化やいじめの兆候を早く察知する

2 ウイルスの侵入や個人情報の流出

2-1 パソコンのコンピューターウイルスの感染

ウイルスの侵入や
個人情報の流出

パソコンにセキュリティ対策を行わなかったため、子どもがアクセスした不正サイトからウイルスに感染してパソコンが動かなくなったり、個人情報が盗まれたりする被害が起
こっています。



小学5年生(男子)のAくんは、友だちの間で流行しているオンラインゲームの裏技や攻略法を無料でダウンロードできるサイトがあることを聞きました。

サイトにアクセスしたのですが、特に問題なくゲーム攻略法がダウンロードできたので、ウイルスに感染したことは気づきませんでした。



しかし、実際にはAくんのパソコンはウイルスに感染して、オンラインゲームのIDとパスワードが盗まれてしまいました。翌月、オンラインゲームの会社から多額の請求が届いて、初めてAくんはそれに気がつきました。

Aくんは、このゲーム攻略法サイトを別の友だちにも教えたので、友だちのパソコンもウイルスに感染してしまいました。

【事例の解説 (パソコンのコンピューターウイルスの感染)】

近年、インターネット経由のコンピューターウイルスの被害が増加し、快適で安全なコンピュータの利用が妨げられています。平成21年の警視庁ハイテク犯罪対策総合センターの相談窓口における電話受理状況(11月末累計)によると、ネットワークセキュリティやウイルスによる被害は全体の約12%を占めています。また、平成22年1月の「コンピューターウイルス、不正アクセスの届け出状況」(情報処理推進機構(IPA)セキュリティセンター)によると、1カ月のウイルス検出数は約7.2万個、ウイルス届出件数は1,154件となっており、被害内容として、パソコンの停止、業務停滞、システム停止や性能低下、ネットワークの遅延、ウイルスメール等の発信などが挙げられています。(なお、平成21年の1年間のウイルス検出数は約120.2万個、ウイルス届出件数は16,392件)

また、同センターには、ウェブサイトが改ざんされ、そのサイトを閲覧するだけでウイルスに感染してしまうという相談や問合せが平成21年末より多く寄せられています。これは一般的に「ガムブラー(Gumbler)」と呼ばれるコンピューターウイルスです。さらに、パソコンの基本ソフトウェア(OS)やその他のアプリケーションソフトには思わぬ弱点(脆弱性)がある場合があります。その弱点のために、コンピューターウイルスの侵入を許し、感染してしまう場合があります。

コンピューターウイルスに感染した結果、本事例のようにID、パスワードが流出し、金銭的被害につながるケースもあるため、常に注意を払うことが大切です。子どもとパソコンを共有している場合は、子どもが気づかずに不正サイトにアクセスするなどしてウイルスに感染してしまうこともあるので、特に注意しましょう。

●トラブル予防のポイント

1 | 知識・スキルの観点

新種のコンピュータウイルスが次々と発生しています。最近ではパソコンの動作に障害が出たり、ファイルが壊れたりするだけでなく、名前や住所、電話番号などの個人情報やクレジットカード番号を狙うウイルスが増えています。また、ウェブサイトを開覧するだけで感染してしまうウイルスなども出ています。

<予防策・対処方法>

① 知らないうちにウイルスに感染し、周囲にも感染を広めてしまうことがあることを理解させる

コンピュータウイルスは、パソコン内の「ウイルスの侵入を許してしまう弱点（脆弱性）」を悪用して侵入します。気づかないうちに自分のパソコンに感染し、それを起点にさらに周囲の人や他の多くの人にも感染を広める恐れがあります。ウイルスの被害は、インターネットを利用している人であれば常に誰にでも起こり得ることです。

② 個人情報やクレジットカード番号などが盗まれ、悪用される危険性があることを理解させる

コンピュータウイルスに感染すると、パソコンの動作に障害が出たり、ファイルが壊れたりするだけでなく、名前や住所、電話番号などの個人情報が盗まれて悪用されたり、クレジットカード番号が盗まれて多額の請求が来たりします。これらの被害を防ぐためには、ウイルス対策ソフトやサービスを導入して、ウイルスの侵入を阻止したり、侵入してしまったウイルスを駆除したりする必要があります。

③ ウイルス定義ファイルは常に最新版にし、定期的にウイルスチェックを行うよう指導する

コンピュータウイルスは日々新しいものが発生するため、ウイルス対策ソフトの定義ファイル（ウイルスの特徴を記録したデータファイルで、ウイルス対策ソフトはこれを基準にウイルスかどうかを判別する）を最新のものに更新し、定期的にウイルスのチェックをする必要があります。ウイルス対策ソフトによっては、定義ファイルを最新版にアップデートしたり、ウイルスチェックを自動で行ったりするように設定することもできます。

④ パソコンのウイルス対策は二重に行う方が望ましい

コンピュータウイルス対策は、パソコンにインストールするウイルス対策ソフトだけではなく、インターネットサービスプロバイダーが提供しているウイルスチェックサービスなどを利用して、二重に行うとより安全です。

2 | コミュニケーションの観点

子どもたちは、ゲームなど興味のあるものに関しては、友だち同士で積極的に情報を交換し、新しいものを手に入れようとして、他のことに配慮が至らなくなることがあります。そのため、単にゲー

ムのダウンロードはいけないことと伝えるのではなく、ウイルス感染によってどのような被害があるのか、具体的に自分たちがどのように困るのか、さらにはウイルスの種類によっては家族や友だちなどの個人情報がインターネット上に流出してしまい、悪用される恐れがあることなどを具体的に説明しましょう。

<予防策・対処方法>

① コンピュータウイルスの危険性について理解させる

どのような場合にパソコンがコンピュータウイルスに感染するか、ウイルス感染により流出した個人情報がどのように悪用されるか可能性があるかを家庭や学校で話し合い、理解させるようにしましょう。

② 無料のゲームや音楽などをダウンロードしたいときは保護者に相談するように指導する

無料のゲームや音楽などをダウンロードすると、コンピュータウイルスに感染する可能性も高まります。保護者が安全なサイトであるかを確認してからダウンロードをするように指導しましょう。

指導のポイント

- コンピュータウイルスは、パソコン内の「ウイルスの侵入を許してしまう弱点（脆弱性）」を悪用して侵入することを理解させる
- 近年のウイルスは、パソコン画面の見ただけでは感染していることが分からないものが多くなっており、知らないうちに自分のパソコンが感染し、周囲にも感染を広げてしまうことを理解させる
- ウイルスに感染すると、名前や住所、電話番号などの個人情報が盗まれて悪用されたり、クレジットカード番号が盗まれて多額の請求が届いたりすることを理解させる
- パソコンにはウイルス対策ソフトを必ずインストールし、新種のウイルスにも効果が出るように、常に最新の定義ファイルに更新することを徹底させる

2-2 プロフからの個人情報流出による嫌がらせ

ウイルスの侵入や
個人情報の流出

プロフィール（自己紹介サイト）に安易に自分の名前や学校名といった個人情報を記載してしまったために、他の人に利用され、嫌がらせを受けるなどの被害が起っています。



中学1年生（女子）のAさんは、携帯サイトのプロフィールに熱心に書き込みをしています。

親友と撮ったプリクラがとてもうまく撮れていたため、携帯サイトのプロフィールに載せました。その際、プロフィールに自分の名前や中学校名も一緒に書いてしまいました。



数日後に、Aさんは、自分の学校の生徒が会い系サイトに出ていると友だちから聞き、そのサイトを見てみると、Aさんのプリクラが掲載されていました。

しかも、本当ではないことや、自宅の電話番号まで、一緒に書き込まれてしまいました。

その結果、自宅に嫌がらせの電話が毎日かかってくるようになり、学校や家の近くで不審な人を見かけるようになりました。

【事例の解説（プロフィールからの個人情報流出による嫌がらせ）】

プロフィール（プロフィールサイト）とは、インターネット上で公開する自己紹介サイトのことであり、無料で作成できます。サイトにあらかじめ用意されている質問項目（性別・名前・誕生日・住んでいるところなど）から、公開したいものだけに答えていくだけで簡単に自己紹介ページをつくることができ、写真を掲載することもできます。自己紹介サイトという目的上、安易に個人情報を掲載してしまうことが多くなっています。

文部科学省「子どもの携帯電話等の利用に関する調査」（平成21年5月）によると、中学2年生は全体の45.4%が「他人のプロフやブログなどを見ている」、13.9%が「自分のプロフィールを公開している」と回答しています。

プロフィールはコミュニケーションツールにもなっており、携帯電話で作成しているページもインターネット上で公開されており、子どもたちは自分の友だちしか見ていないと思いついてプロフィールに個人情報を掲載することもあります。その情報は、世界中の人が見ることができます。友だち同士で情報を交換し、友だちに対して個人情報を知らせているつもりでも、不特定多数に無防備に個人情報を公開してしまうことになり、大変危険です。

また、他人の写真を無断でインターネットに掲載することは、肖像権の侵害にあたるばかりではなく、その人を危険にさらすことにもなります。

●トラブル予防のポイント

1 | 知識・スキルの観点

プロフは、インターネット上に公開されるため、世界中の不特定多数の人が見ることができます。そのため、無防備に個人情報を掲載してしまうことの危険性や、万が一トラブルに巻き込まれた際の対応について子どもたちに十分に伝える必要があります。

プロフは大人にとってはなじみのないサービスですが、子どもたちに危険性を理解させるためには、保護者や教師がプロフについて知り、なぜ子どもたちがプロフを利用しているのかを理解することが大切です。子どもたちがどんな情報をプロフから発信しているかを知ると、子どもたちの気持ちを理解する早道になるでしょう。

<予防策・対処方法>

① 個人情報や写真をインターネット上に掲載しないよう指導を徹底する

自分や友だちに関する情報を、プロフなどインターネット上で発信することは常に危険が伴います。個人情報（名前、学校名、住所、電話番号、メールアドレスなど）や写真をインターネット上に掲載しないよう、家庭や学校で子どもへの指導を徹底する必要があります。

② 保護者や教師がプロフについて知り、子どもがプロフを開設しているか確認する

保護者や教師が実際にプロフにアクセスし、プロフから発信されている情報を見てみましょう。子どもがプロフを開設している場合は、プロフの URL や ID・パスワードなどを教えてもらい、実際に携帯電話やパソコンからプロフを閲覧してみましょう。本人や友だちの実名や学校名などの個人情報が掲載されているかどうか確認してみてください。子どもたちがいかに無防備に情報を発信しているかに気づくはずです。

子どもがプロフを開設しているかどうかについては、保護者のネットワークを使って把握することも考えられます。

③ 悪質な誹謗中傷の書き込みがあった場合は削除依頼する

プロフなどに個人情報を掲載してしまったために誹謗中傷等を書き込まれ、その内容が名誉毀損等にあたると思われる場合は、書き込まれた文章、書き込まれたページの URL、書き込みをした者の ID やメールアドレスなどを証拠としてプリントアウト（または画面をハードコピー）したうえで、サイトの管理者等に削除を依頼することができます。また、身近にある専門機関（最寄りの警察、サイバー犯罪相談窓口、弁護士など）に相談するのもよいでしょう。

○ 都道府県警察本部のサイバー犯罪相談窓口等一覧

<http://www.npa.go.jp/cyber/soudan.htm>

2 | コミュニケーションの観点

子どもたちは携帯電話を持つことで、「誰かとつながりたい」「学校以外の人とも知り合いたい」

という気持ちをより強くし、プロフやコミュニティサイトを通じて頻繁に情報を交換します。こうした子どもたちの好奇心は尊重しつつも、インターネット上に個人情報を公開することの危険性を説明しましょう。

また、トラブルを未然に防ぐために、子どもが保護者や教師など周りの大人に相談しやすい信頼関係を日頃から培っていきましょう。信頼関係があれば、子どもが困っているときや悩みを抱えているときに、すぐに察知し、相談にのることができます。

<予防策・対処方法>

- ① **トラブルにあった場合は、すぐに保護者や教師など周りの大人に相談するように指導する**
プロフなどに個人情報を掲載してしまったためにトラブルに巻き込まれたら、すぐに保護者や教師、スクールカウンセラーなど周りの大人に相談するように指導しましょう。

- ② **保護者や教師が子どもたちの興味・関心について知るようにする**
保護者や教師は、子どもたちが興味・関心をもつ話題について知るようにし、日常のコミュニケーションを密にとることがトラブル防止につながります。

指導のポイント

- 自分や友だちに関する情報をインターネットで発信することは常に危険が伴うことを理解させる
- プロフなどに、自分や友だちに関する個人情報（名前、学校名、住所、電話番号、メールアドレスなど）や写真を掲載しないよう指導を徹底する
- トラブルにあった場合は、すぐに保護者や教師、スクールカウンセラーなど周りの大人に相談するように話しておく

2-3 個人情報流出による脅迫事件

ウイルスの侵入や
個人情報の流出

個人情報を悪意のある他者に利用されて、金銭を要求されるなどの脅迫事件が起っています。

深
犯



中学3年生（女子）のAさんは、音楽のホームページの「メル友になりませんか」というメッセージを見て連絡して、メル友になりました。

1ヵ月ほどして「靴下1万円、顔写真2万円、生徒手帳3万円で売ってほしい」といわれ、お小遣い欲しさに売ってしまいました。

生徒手帳に、学校名、名前、写真が入っていたため、相手から「裸の写真を送れ。送らないと今までお金を稼いでいたことをばらすぞ」と脅迫されてしまいました。

Aさんは警察に相談して犯人は逮捕されましたが、事件となったことで周囲に迷惑をかけてしまいました。

【事例の解説（メル友への個人情報流出による脅迫）】

インターネット上で同じ趣味を持つ人と知り合いになったとしても、安易に個人情報を知らせることは大変危険です。メル友になってだんだん親しくなると安心して、相手のことを信用してしましますが、場合によっては、脅迫などの犯罪に発展する危険があります。

全国の中学2年生（3,716人）を対象とした調査では、携帯電話保有者（1,704人）のうち3.9%が「自分の個人情報や写真などを無断で掲載された」、2.3%が「ネットで知り合った人と実際に会った（または会いそうになった）」と回答しています。高校2年生になると、携帯電話保有者（3,429人）のうち7.8%が「ネットで知り合った人と実際に会った（または会いそうになった）」と回答しています。

（出典）子どもの携帯電話等の利用に関する調査（平成21年5月；文部科学省）

この調査からは、見知らぬ人とメールのやり取りをきっかけにメールで相談するようになり、実際に会ってしまう児童生徒がいるという事実が浮かび上がってきます。

メールのやり取りだけでは相手の年齢・性別・職業などは分からず、書かれている内容が正しいのかどうか確認できませんが、メールをやり取りしているうちに、やさしい言葉をかけられ信頼して、心のうちや個人情報を明かしてしまう傾向があります。

●トラブル予防のポイント

1 | 知識・スキルの観点

プロフやコミュニティサイトで見知らぬ人と知り合うのが楽しいと感じている子どもは少なくありません。しかし、書かれていることが本当なのかどうか、だますつもりなのかどうかなどは、メールだけでは判断ができません。

<予防策・対処方法>

① インターネット上の情報は事実とは限らず、メールのやり取りだけでは分からないことを理解させる

インターネット上に書かれていることは、必ずしも事実とは限りません。見知らぬ人とメールのやり取りをする中で、やさしい言葉をかけられるなどして相手を信頼し、心のうちや個人情報などを明かしてしまう児童生徒がいます。

メールのやり取りだけでは、相手がどんな人なのかは分からず、書かれている内容が正しいのかどうかは判断ができないこと、相手を信用することは大変危険であることを十分に理解させる必要があります。

② 個人情報や写真をインターネット上に掲載しないよう指導を徹底する

自分や友だちの情報を、メールやプロフなどインターネット上で発信することは常に危険が伴います。個人情報（名前、学校名、住所、電話番号、メールアドレスなど）や写真をインターネット上に掲載しないよう、家庭や学校で子どもへの指導を徹底する必要があります。

③ 性犯罪に巻き込まれないように保護者は十分に注意する

インターネット上には「性」を売り物にする誘いが多くあります。子どもたちは深く考えずに、安易に「性」を金銭に変えてしまおうとする場合がありますが、これは性犯罪につながり、大変危険です。保護者は、特に女子児童生徒の日常生活を細かく観察しましょう。

2 | コミュニケーションの観点

子どもたちは携帯電話を持つことで「誰かとつながりたい」「学校以外の人とも知り合いたい」という気持ちをより強くし、プロフやコミュニティサイトを通じて頻繁に情報を交換します。こうした子どもたちの好奇心は尊重しつつも、安易に個人情報を教えてしまうことの危険性を説明しましょう。

また、トラブルを未然に防ぐために、子どもが保護者や教師など周りの大人に相談しやすい信頼関係を日頃から培っていきましょう。信頼関係があれば、子どもが困っているときや悩みを抱えているときに、すぐに察知し、相談にのることができます。

<予防策・対処方法>

- ① **トラブルにあった場合は、すぐに保護者や教師など周りの大人に相談するように指導する**
メールやプロフなどに個人情報を掲載してしまったためにトラブルに巻き込まれたら、すぐに保護者や教師、スクールカウンセラーなど周りの大人に相談するように指導しましょう。

- ② **保護者や教師が子どもたちの興味・関心について知るようにする**
保護者や教師は、子どもたちが興味・関心をもつ話題について知るようにし、日常のコミュニケーションを密にとることがトラブル防止につながります。

指導のポイント

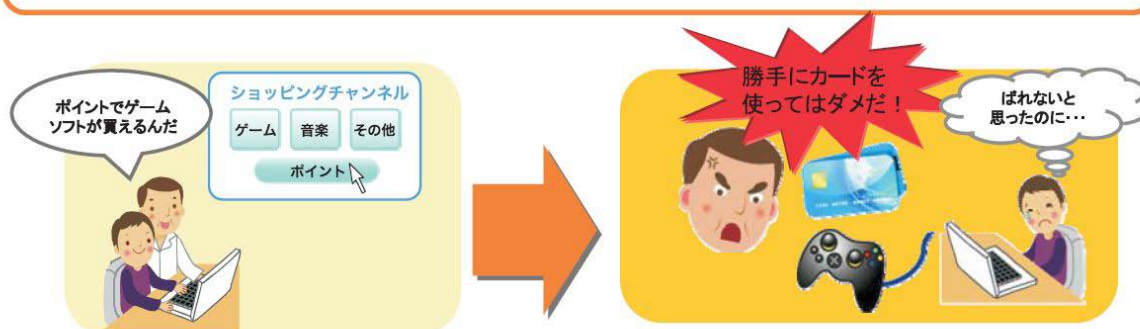
- インターネット上に書かれていることは、必ずしも事実とは限らず、メールのやりとりだけで相手を信用することは大変危険であることを理解させる
- メールやプロフなどに、自分や友だちに関する個人情報（名前、学校名、住所、電話番号、メールアドレスなど）や写真を掲載しない、インターネットで知り合った人に教えないなど、情報の扱いについての指導を徹底する
- トラブルにあった場合は、すぐに保護者や教師、スクールカウンセラーなど周りの大人に相談するように話しておく
- 女子児童生徒は、見知らぬ人と知り合ったために、性的犯罪など取り返しがつかない事件に巻き込まれる可能性があるため、特に注意する

3 インターネットショッピングをめぐるトラブルと不当請求

3-1 大人名義のクレジットカードの無断使用

インターネットショッピングを
めぐるトラブルと不当請求

インターネットではクレジットカード番号を使って簡単にショッピングができるため、**子どもが保護者に無断でクレジットカードを利用して購入してしまうなどのトラブルが起こっています。**



小学5年生(男子)のAくんは、ある時、インターネットでゲームソフトや音楽などのコンテンツを購入できる「ポイント制度」があることを知りました。

新しいゲームソフトが欲しかったので、父親にお願いして、そのポイント制度を利用してゲームソフトを買ってもらいました。

後日、どうしてもまた新しいソフトが欲しかったので、以前登録した父親のクレジットカードの番号を無断で使って、ポイントを買ってしまいました。また、残ったポイントを友だちにあげてしまいました。

その後、父親に無断でクレジットカードを使ったことを知られ、厳しく怒られました。

【事例の解説（大人名義のクレジットカードの無断使用）】

インターネット上の多くの取引では、利用者名、クレジットカードの番号と有効期限を入力すれば商品やサービスを購入できるため、子どもでも簡単にインターネットで買い物をすることができます。クレジットカードの会員規約では、盗難などは盗難保険などで支払いを免除する制度が定められていますが、家族がクレジットカードを使用したときは認められない場合が多くなります。また、本来、カードの名義人にはカードの管理義務があり、保護者には子どもを監督する責任があります。

子どもたちは、友だちと現金をやり取りすることには心理的に抵抗感がありますが、現金がポイントという形になると、貸したり、借ったり、あげたり、もらったりすることに抵抗感がなくなります。インターネットショッピングの普及に伴い、商習慣が変化してきています。子どもたちに対して一般的な社会のルールやモラルに加え、インターネットというバーチャルな世界での活動を現実生活と関連付けるため、基本的な知識を指導することが求められます。一緒に買い物に行く、買い物を頼むなどの機会を見つけて、物の販売や購入の仕組みやお金について説明する、お小遣いの管理を自分でさせお金の価値を理解させる、保護者がカードを使ってインターネットショッピングをする際にその便利さや注意点などを説明するなど、日常生活の中で指導することも大切です。

●トラブル予防のポイント

1 | 知識・スキルの観点

最近、未成年者がオンラインゲームやインターネットショッピングで、保護者のクレジットカードを無断で使用するトラブルが起こっています。保護者のクレジットカードを無断で使用することは、インターネットに限った問題ではありませんが、インターネット上では実際に本人が使用しているかどうかの確認が難しいことが、無断使用の背景にあります。

<予防策・対処方法>

① 保護者は、子どもがクレジットカード情報を無断で使用しないように管理を徹底する

クレジットカードは、名義人にカードの管理義務があります。未成年者が、小遣いの範囲を超える金額の商品やサービスを購入した場合は、保護者の同意がなければ、購入を取り消すことができます。しかし、未成年者が年齢を偽ったり保護者の同意を得ているかのように偽ったりして購入した場合、取り消すのが難しくなります。また、一般的なクレジットカードの会員規約には、盗難などは盗難保険などで支払いを免除する制度が定められていますが、家族がカードを使用した場合などは認められない場合が多くあります。

保護者は、子どもが無断でクレジットカード情報を使用しないよう指導するとともに、パソコン上のカード情報についても、子どもとパソコンのユーザアカウントを分けるなどして、容易にカード情報が利用できないよう管理を徹底する必要があります。

② アクセス制限サービス（フィルタリング機能）を活用する

子どもが使うパソコンや携帯電話には、アクセス制限サービス（フィルタリング機能）を活用し、子どもが安易にショッピングできないようにしましょう。

③ クレジットカード会社や最寄りの専門機関に相談する

クレジットカード会社からの請求に不審な内容がある場合は、クレジットカード会社の相談窓口を確認しましょう。また、身近にある専門機関（最寄りの消費生活センター、警察、サイバー犯罪相談窓口、弁護士など）に相談するのもよいでしょう。

○ 全国の消費生活センター：<http://www.kokusen.go.jp/map/index.html/>

○ 都道府県警察本部のサイバー犯罪相談窓口等一覧

<http://www.npa.go.jp/cyber/soudan.htm>

2 | コミュニケーションの観点

保護者は、子どもが商品やサービスを購入する際には保護者に相談するよう、また、クレジットカードに限らず人のものを無断で使用しないという日常生活の基本的なルールを守るよう、指導を徹底しましょう。

また、子ども同士のお金のやり取りがきっかけになって、いじめや非行の原因となることもありま

すので、十分に注意しましょう。

<予防策・対処方法>

① 子どもが商品やサービスを購入する際のルールを決める

子どもが商品やサービスを購入する際には保護者に必ず相談する、子どもだけでインターネットショッピングをしないなど、子どもと一緒に話し合って家庭のルールを決め、守らせるようにしましょう。

② クレジットカードやポイントは「お金」と同じであることを理解させる

大人にとっては当たり前と思えることでも、子どもたちにとっては現実とインターネット世界の関連を理解できていないことがあります。インターネットショッピングで、クレジットカードやポイントで支払いをすることは、現実のショッピングで「お金」を支払うことと同じであることを理解させましょう。

③ トラブルにあった場合は、すぐに保護者や教師など周りの大人に相談するように話しておく

子どもが実際にインターネットショッピングやオークションでトラブルにあった場合は、すぐに保護者や教師など周りの大人に相談するように話しておくことが大切です。

指導のポイント

- 子どもが商品を購入する際は保護者に必ず相談する、子どもだけでインターネットショッピングをしないなど、ショッピングに関する家庭のルールを子どもと話し合って決める
- 子どもが使うパソコンや携帯電話には、アクセス制限サービス（フィルタリング機能）を活用し、子どもが安易にショッピングできないようにする
- インターネットショッピングでクレジットカードやポイントで支払いをすることは、現実のショッピングで「お金」を支払うことと同じであることを理解させる
- トラブルにあった場合は、すぐに保護者や教師など周りの大人に相談するように話しておく

3-2 インターネットショッピングでのトラブル

インターネットショッピングをめぐるトラブルと不当請求

インターネット上のショッピングサイトの情報を信用して、お金を払ったにも関わらず、商品が送られてこないといった被害が起こっています。



中学2年生(男子)のAくんは、友だちから、ゲームを通常よりも安い値段で購入できるサイトがあることを聞きました。

インターネットで見る限り、評判が良いようでした。

Aくんは、インターネットショッピングは初めてでしたが、そのサイトは値段も安く、お小遣いで足りる金額だったので、購入することにしました。

お金を振り込んだ後、商品を発送するとのことでしたが、お金を払ったにもかかわらず、商品はなかなか送られてきませんでした。

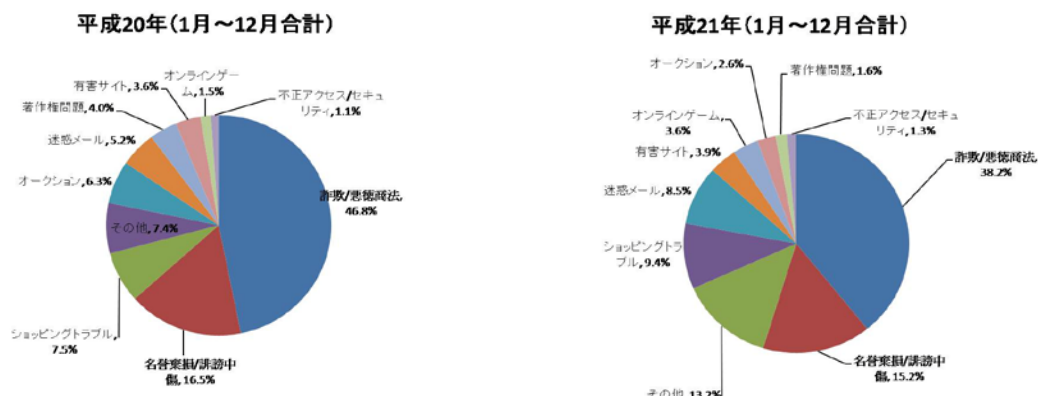
Aくんは、そのサイトに何度かメールをしても返事が返ってこないで、サイトに記載されていた番号に電話をしてみると、その番号は使われていない状態になっていました。

【事例の解説 (インターネットショッピングによるトラブル)】

インターネットショッピングやオークションのサイトは数多くあり、子どもたちにとっても利用しやすいサービスの1つです。友だちから勧められたサイトであったり、インターネット上での評判が良いサイトであったりすると、安心してしまうことがあります。必ずしもそのサイトが信頼できるものかどうかは分かりません。サイトの信頼性には十分に注意を払う必要があります。

インターネット上のトラブルの中でも、ショッピングでのトラブルは、詐欺/悪徳商法、名誉棄損/誹謗中傷に次いで多いものです。インターネットホットライン連絡協議会によると、平成20年は全相談件数744件のうち56件(7.5%)、平成21年は全相談件数725件のうち70件(9.7%)と、件数、割合とも増加しています。(出典)平成21年メール相談項目別件数より構成(平成21年1~12月;インターネットホットライン連絡協議会)

図3 インターネットによるトラブル相談件数



●トラブル予防のポイント

1 | 知識・スキルの観点

ショッピングサイトが信頼できるかどうかの判断は難しい、と認識することが必要です。インターネット上の口コミや評価は誰が発信しているのか分からない場合もありますので、それだけに頼ることは危険です。サイトの信頼性を確認するには、販売業者の会社情報などを事前に確認することが大切です。

<予防策・対処方法>

① 利用するショッピングサイトが信頼できるサイトかどうかを確認するように指導する

- オンラインマークの表示事業者*1であるかどうか確認しましょう。
- 販売業者名、指定口座、担当者名、メールアドレス、住所（私書箱）、固定電話番号を確認しましょう。
- 代金先払いの場合は、後払いでも可能かどうかを確認しましょう。

② アクセス制限サービス（フィルタリング機能）を活用する

子どもが使うパソコンや携帯電話には、アクセス制限サービス（フィルタリング機能）を活用し、子どもが安易にショッピングできないようにしましょう。

③ トラブルにあった場合を想定して、申込時の確認画面や確認メールなどを保存するように指導する

ショッピングサイトが信用できないサイトであることを見抜くことは非常に難しいため、トラブルにあった場合を想定して、申込時の番号や確認画面、受付確認メールなど、証拠となるものを手元に残すようにしましょう。

*1 オンラインマーク制度

オンラインマーク制度とは、消費者が安心してインターネット通販を利用できる環境を作るため導入された制度で、日本商工会議所と（財）日本通信販売協会が実施しています。

消費者向けECを行う事業者からの申請により、信頼ある特定機関が所定の基準にもとづいて審査を行い、適正と認めた場合にオンラインマークを付与する制度です。

付与された事業者は、第三者である認定機関から一定の運営基準をみたす適正な事業者として認められたことになり、申請したサイト上の消費者に見やすい位置にオンラインマークを表示します。

ただし、このマークは事業者が販売する商品・サービス等の品質や内容、消費者と事業者の売買契約内容、事業者の経営内容を保証するものではないので、消費者はマークの持つ正しい意味を理解する必要があります。

日本通信販売協会：<http://www.jadma.org/ost/index.html>

④ **トラブルにあった場合は、最寄りの専門機関に相談する**

インターネットショッピングのトラブルにあった場合は、身近にある専門機関（最寄りの消費生活センター、警察、サイバー犯罪相談窓口、弁護士など）に相談しましょう。

○ 全国の消費生活センター：<http://www.kokusen.go.jp/map/index.html/>

○ 都道府県警察本部のサイバー犯罪相談窓口等一覧

<http://www.npa.go.jp/cyber/soudan.htm>

2 | コミュニケーションの観点

インターネットショッピングは正しく活用すれば便利なサービスです。ただし、社会経験の少ない子どもたちには想像もできないトラブルが起こっており、危険と隣り合わせになっています。日頃の生活の中で商品の売買、インターネットによる便利さと注意点などを家庭で話す機会を持ちましょう。また、トラブルにあった場合に、すぐに保護者や教師など周りの大人に相談できる信頼関係を築いておくことが大切です。

< 予防策・対処方法 >

① **子どもが商品やサービスを購入する際のルールを決める**

子どもが商品やサービスを購入する際には保護者に必ず相談する、子どもだけでインターネットショッピングをしないなど、子どもと一緒に話し合って家庭のルールを決め、守らせるようにしましょう。

② **トラブルにあった場合は、すぐに保護者や教師など周りの大人に相談するように話しておく**

子どもが実際にインターネットショッピングやオークションでトラブルにあった場合は、すぐに保護者や教師など周りの大人に相談するように話しておくことが大切です。

指導のポイント

- 子どもが商品を購入する際は保護者に必ず相談する、子どもだけでインターネットショッピングをしないなど、ショッピングに関する家庭のルールを子どもと話し合っ
- ショッピングサイトで商品を購入する際は、信頼できるサイトかどうかを調べるようにする
- 子どもが使うパソコンや携帯電話には、アクセス制限サービス（フィルタリング機能）を活用し、子どもが安易にショッピングできないようにする
- トラブルにあった場合は、すぐに保護者や教師など周りの大人に相談するように話しておく

3-3 無料ゲームサイトでのトラブル

インターネットショッピングをめぐるトラブルと不当請求

無料で利用できるオンラインゲームで遊んでいる間に、アイテムが有料であることに気づかず購入してしまったため、**高額な請求をされてしまうトラブルが子ども**の間で多く起こっています。



中学1年生（女子）のAさんは、母親と一緒に携帯電話からアクセスして、**無料のオンラインゲームサイト**で遊んでいました。

アイテムの購入は有料であることを知らずに、アイテムを何百個と購入してしまったために、15万円も請求されてしまいました。

後で、アイテムの購入については有料との記載があったことを知りましたが、**登録するときには気がつきませんでした。**

結局、アイテムの購入費を払わざるを得ないことになり、Aさんの家庭では、**支払いに困りました。**

【事例の解説（無料ゲームサイトでのトラブル）】

携帯電話やパソコンから無料でアクセスできるオンラインゲームが、子どもたちの人気を集めています。テレビCMなどにより無料ゲームサイトの認知度も上がり、多くの子どもたちが携帯電話からアクセスしています。しかし、武器などのアイテムやアバター（ウェブ上の自分の分身のキャラクター）などは有料のものも多く、気付かぬうちに多額の商品を購入していることがあります。

平成21年、全国の消費生活センターに寄せられたオンラインゲームに関する相談のうち、約4割（273件）は無料オンラインゲームでの高額請求に関する相談でした。このうち、無料オンラインゲームの契約当事者の年齢が20歳未満の相談が110件（40.3%）あり、うち小学生51件、中学生27件、高校生が21件でした。利用料を支払ってしまった後の相談は48件で、支払い金額の平均は約23万円となっています。

また、「テレビで無料と宣伝していたが利用料を請求された」など「表示・広告」を問題としている相談は43件（15.8%）で、無料ゲームサイトにアクセスしたところ突然料金を請求されたというワンクリック請求に関する相談は29件（10.6%）でした。

（出典）インターネットをめぐる消費者トラブル（平成21年12月；国民生活センター）

●トラブル予防のポイント

1 | 知識・スキルの観点

テレビや雑誌、インターネットでの広告などでは「無料」ばかりが強調されるため、有料についての説明が十分であるとはいえません。特に子どもたちが使用する場合には、すべてが無料であると思いついてしまう場合があります。国民生活センター（平成21年12月16日報道発表資料）によると、小学校低学年などの場合、ゲーム内の通貨と現実のお金の区別がついていない例も見受けられるとのこと。

保護者自身が、サービスの内容や、子どもがどのようなゲームで遊んでいるのかを把握しましょう。

<予防策・対処方法>

① 保護者は、子どもが遊んでいるゲームサイト等の有料サービスを把握する

例えば無料のゲームサイトであっても、実際に遊んでいくうちに必要なアイテムが有料である場合があります。また、有料であることが分かりやすく表示されていないことがあるので、子どもたちは、すべてが無料だと思ってしまう場合があります。

保護者は、子どもが遊んでいるゲームサイト等の内容や利用規約に目を通すなどして、有料のコンテンツやアイテムが含まれていないか、含まれている場合はどのような場合に料金が発生するのか等を把握し、子どもと確認しあうことが大切です。

② オンラインゲーム会社や最寄りの専門機関に相談する

オンラインゲーム会社からの請求に不審な内容がある場合は、オンラインゲーム会社の相談窓口を確認しましょう。また、身近にある専門機関（最寄りの消費生活センター、警察、サイバー犯罪相談窓口、弁護士など）に相談するのもよいでしょう。

○ 全国の消費生活センター：<http://www.kokusen.go.jp/map/index.html/>

○ 都道府県警察本部のサイバー犯罪相談窓口等一覧

<http://www.npa.go.jp/cyber/soudan.htm>

2 | コミュニケーションの観点

保護者も「無料と思い、安心していた」など誤解していたり、保護者の知らないうちに子どもが有料のアイテム等を購入したりしている場合もあります。

<予防策・対処方法>

① ゲームサイト等に登録する際のルールを子どもと一緒に作る

子どもが携帯電話等のゲームサイト等に登録する際には必ず保護者に相談する、子どもだけで勝手に登録しないなど、子どもと一緒に話し合っ家庭のルールを作り、守らせるようにしましょう。

② **トラブルにあった場合は、すぐに保護者や教師など周りの大人に相談するように話しておく**

子どもが実際に携帯電話等のゲームサイト等で有料サービスが含まれていることに気づかず課金された等のトラブルにあった場合は、すぐに保護者や教師など周りの大人に相談するように話しておくことが大切です。

指導のポイント

- 「無料」のオンラインゲームであっても、その多くは、一部有料のコンテンツやアイテムが含まれています。有料であることが分かりやすく表示されていない場合もあり、すべてが無料だと思い込んで購入しないように指導する
- 保護者は、ゲームサイト等の内容や利用規約を把握し、有料サービスが含まれていないか、どのような場合に料金が発生するかを、子どもと一緒に確認する
- ゲームサイト等に登録するときは保護者に確認するなど、子どもと話し合って家庭のルールを作る
- トラブルにあった場合は、すぐに保護者や教師など周りの大人に相談するように話しておく

3-4 不当請求 (ワンクリック請求など)

インターネットショッピングを
めぐるトラブルと不当請求

芸能情報サイト、無料占いサイト、ゲームサイト、アニメサイト、携帯小説サイト、アダルトサイトなどにアクセスしたり登録したりするだけで、高額な料金を請求される詐欺が増えています。



中学2年生(女子)のAさんは、携帯電話でインターネットを開覧していたところ、「無料の占いサイト」にたどり着きました。

いくつか試したところで、「今なら無料で登録ができます。こちらにメールを送ってください」という画面が表示されました。

Aさんが空メールを送信したところ、すぐに返信メールが届き、登録画面のURLが表示されていました。



「無料だから」と安心して、ニックネームや携帯電話のメールアドレス、都道府県等の情報を入力して会員登録をしました。

すると、無料のはずのサイトから「ご利用ありがとうございます。〇〇日までに1万円をお支払いください」というメールが届き、怖くなってしまいました。

【事例の解説 (不当請求 (ワンクリック請求など))】

従来のワンクリック請求は、無料と表示されたアダルトサイトから突然高額な請求がくるという事例が多く、被害者のうち男性が約7割を占めていました。最近ではアダルトとは関係のないサイトなどで高額請求があったり、意図せずにアダルトサイト・出会い系サイトに接続されてしまったり、女性やお年寄り・子どもが被害にあうことが多くなっています。特に、お年寄りや子どもの小銭を狙った不当請求・架空請求は、手口が巧妙になってきています。

平成21年度上半期で、全国の消費生活センターや国民生活センターに寄せられたワンクリック請求(不当請求)の相談は、1ヶ月に3,000件に上っています。

不当請求のきっかけになるサイトは、芸能情報サイト、無料占いサイト、ゲームサイト、アニメサイト、携帯小説サイトなどがあり、従来と比べ手口が多様化しています。サイトの利用を「無料」と誤解させ、クリックしただけで登録となる場合もあります。

また、IPアドレスや携帯電話の識別番号を画面に表示することで個人を特定したように思わせるなど、さまざまな手口により業者は消費者を不安にさせようと、請求してきます。

さらには、占いサイトに登録したにもかかわらず、その後出会い系サイトからメールが届くなど、個人情報流出したり、別の業者から登録料を請求されたりといった二次被害が発生しています。

(出典) 手口が多様化・巧妙化しているワンクリック請求(平成21年12月;消費者庁)

●トラブル予防のポイント

1 | 知識・スキルの観点

子どもに対しては、利用料金を請求されても、そもそも契約が成立していない場合が多いため、請求されるままに絶対に支払わないこと、無視することを指導しましょう。

（民法第5条では、「保護者が同意していない子ども（未成年）の小遣いの範囲を超えた契約」は取り消すことができます。しかし、未成年者が年齢を偽ったり保護者の同意を得ているかのように偽ったりして購入した場合は、取り消すのが難しくなります。）

<予防策・対処方法>

① アダルトサイト、出会い系サイトなどに不用意にアクセスしないように指導する

「無料」と書かれていても、登録したりアクセスしたりした時点で高額な請求が届く場合があります。アダルトサイトや出会い系サイトに興味本位でアクセスしないほか、占い、ゲーム、アニメ、携帯小説、芸能情報などのサイトから請求が来たり、アダルトサイトや出会い系サイトに接続されたりするので、これらのサイトに不用意にアクセスしないよう指導しましょう。また、送信者や内容に心当たりがないメールは、本文をクリックするとそれらのサイトにつながる場合があります。不審なメールにも注意するように指導しましょう。

② 利用料金の請求を受けても言われるままに支払わないように指導する

電子消費者契約法（第3条）により、注文・申込みをした場合、事業者側が申込み承諾の連絡をし、かつ、それが申込み者に届かない限り、法律上では契約成立となりません。画面を見ただけで請求が届いた場合は、そもそも契約が成立していませんので、言われるままに支払わないようにしましょう。また、未成年者が行った契約は保護者が取り消すことができます。

③ 慌てて業者へ連絡しないように指導する

「登録されました」、「入会ありがとうございます」などとサイト上に表示されたりメールが届いたりしても、契約成立とは限りません。慌てて業者へ連絡を取ることは、相手に個人情報を知らせることになるので大変危険です。

なお、IPアドレスや携帯電話の識別番号を画面に表示することで個人を特定したように思わせるなど、業者は様々な手口で消費者を不安にさせて請求をしますが、IPアドレス、携帯電話識別番号などから個人が特定されることはないので、過度に不安になる必要はありません。

④ アクセス制限サービス（フィルタリング機能）を活用する

子どもが使うパソコンや携帯電話には、アクセス制限サービス（フィルタリング機能）を活用し、子どもが安易にアダルトサイト、出会い系サイトなどにアクセスできないようにしましょう。

⑤ 不当請求が続く場合などは、最寄りの専門機関に相談する

判断に迷う場合や不当請求が続く場合などは、身近にある専門機関（最寄りの消費生活センター、警察、サイバー犯罪相談窓口、弁護士など）に相談しましょう。

- 全国の消費生活センター窓口一覧：<http://www.kokusen.go.jp/map/index.html/>
- 都道府県警察本部のサイバー犯罪相談窓口等一覧
<http://www.npa.go.jp/cyber/soudan.htm>

2 | コミュニケーションの観点

子どもは、不当請求されると目の前のトラブルから逃れるために、お金を払って解決しようと考えてしまいます。子どもが何か困っている様子を察知したら、「どうしたの」と声をかけてみましょう

また、子どもが利用しているサイトを一緒に見て、どのようなサイトであれば安心かを確認すると、子どもの判断力も養われます。

<予防策・対処方法>

① 子どもが利用しているサイトを一緒に見て安全性を確認する

保護者は、子どもが見ているサイトを一緒に見て、安全なサイトかどうかを確認するようにしましょう。

② トラブルにあった場合は、一人で悩まずに保護者や教師など周りの大人に相談するように話しておく

子どもが実際に不当請求のトラブルにあった場合は、一人で悩まずに、すぐに保護者や教師など周りの大人に相談するように話しておくことが大切です。

また、子どもは、不当請求されると目の前のトラブルから逃れるために、お金を払って解決しようと考えてしまいます。子どもが何か困っている様子を察知したら、「どうしたの」と声をかけてみましょう。

指導のポイント

- アダルトサイト、出会い系サイトに興味本位でアクセスしないよう、また、占い、ゲーム、アニメ、携帯小説などのサイトにアクセスする場合も注意するよう指導する
- 送信者や内容に心当たりがないメールは、本文をクリックしないよう指導する
- 利用料金を請求されても言われるままに支払わないよう、また、「ご登録ありがとうございます」などとサイト上に表示されたりしても不用意に連絡しないように指導する
- 子どもが使うパソコンや携帯電話には、アクセス制限サービス（フィルタリング機能）を活用し、子どもが安易にアクセスできないようにする
- トラブルにあった場合は、保護者や教師など周りの大人に相談するように話しておく

4 著作権法等の違反

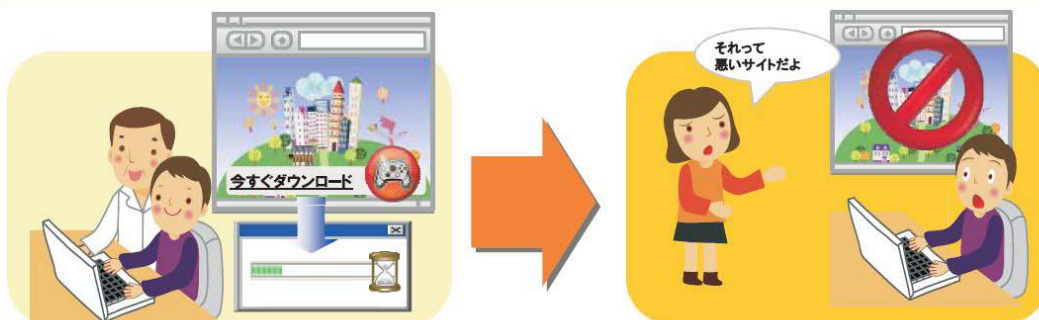
4-1 ゲームソフトの違法ダウンロード

著作権法等の違反

子どもたちに関心が高いゲームソフトがネット上に多数あります。しかし、著作権の侵害にあたるサイトも少なくありません。保護者が知識不足から著作権を守っていないケースもあります。

多

犯



ゲームが好きな小学5年生（男子）のAくんは、友だちがインターネットサイトからゲームをダウンロードしていることを聞きました。

自分でもやってみようと思いましたが、やり方が分からなかったため、お父さんに教えてもらいました。そのサイトはゲーム会社のサイトではありませんでしたが、たくさんのゲームがありました。

たくさんのゲームで遊べるようになったAくんは嬉しくなり、友だちにも教えてあげたところ、「それは悪いサイトなんだよ。」と言われ、とても驚きました。

お父さんに相談して調べてみると、そのサイトでダウンロードをすることも悪いことだと分かりました。

【事例の解説（ゲームソフトの違法ダウンロード）】

ゲームは著作物であり、その著作権は著作権法により保護されています。

現在、ゲームがダウンロードできるサイトとして、ゲーム会社の公式サイト、コピーフリーのゲームソフトサイトなどがありますが、市販されているゲームが無料でダウンロードできるようなサイトは違法なサイトといえます。このような違法サイトからゲームソフトをダウンロードすることは著作権の侵害にあたります。

ある調査によると、携帯ゲーム機を利用している人のうち、マジコン*2や違法にダウンロードしたゲームソフトについて、「遊んだことがある」「以前は遊んでいた」と回答した人は、全体の2割を超えています。また、保護者も著作権に関する理解が十分ではなく、権利を侵害している場合があります。

（出典）コンシューマーゲーム機に関する調査（平成22年2月；japan.internet.com）

*2 マジコン

テレビゲームや携帯型ゲーム向けのROMカートリッジのデータを、他の記憶媒体にコピーするための機器。私的なバックアップのための使用は認められるが、ゲームソフトなどのコピーデータを販売・配布することは違法とされる。マジックコンピューター。（出典）デジタル大辞泉（小学館）

●トラブル予防のポイント

1 | 知識・スキルの観点

ゲームは著作物であり、作者には著作権があります。まず、著作権とは何か、その意味、種類、著作物の権利、著作物の正しい使い方、自由に使える範囲、また、無断で使うとどうなるかなどについて、知っておく必要があります。この事例のように、違法ダウンロードは著作権の侵害になりますので、注意が必要です。また、保護者も著作権の理解が十分ではなく、権利を侵害している場合がありますので、注意しましょう。

<予防策・対処方法>

① 保護者や教師は、著作権とは何か、著作権の意味やそれを侵害することの影響を指導する

著作物には価値があり、その価値を得るために利用者はお金を支払って入手します。著作物の不正なダウンロードやコピーによって著作権が侵害され、著作者は本来得られるはずの利益を得ることができず、結果として経済的な損失を被ることになります。それによって、作品の質が低下したり、新製品の開発がしにくくなったりするなどの影響が考えられます。こうした著作権の侵害に対しては、権利者から損害賠償等の請求がなされる場合があります。

ゲームに著作権が設定されている理由、著作権を侵害してはいけない理由、著作権を侵害することによる影響を、子どもに考えさせ、理解させましょう。

<著作権とは>

知的財産権には、「著作権」と「産業財産権」（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）があります。著作権は、文化的な創作物を保護の対象とし、著作権法で保護されています。著作権は著作物を作った時点で発生し、原則として著作者の死後 50 年まで保護されます。また、有料無料、上手下手によらず、子どもたちの作文や絵なども著作物です。

<著作物の種類>

言語の著作物	論文、小説、俳句、講演など
音楽の著作物	楽曲や歌詞など
舞踊、無言劇の著作物	舞踊や振り付けなど
美術の著作物	絵画、版画、彫刻、書、マンガなど
建築の著作物	建造物
地図、図形の著作物	地図や図面、模型など
映画の著作物	映画、ビデオソフト、ゲームソフトなど
写真の著作物	写真など
プログラムの著作物	コンピューター・プログラムなど

<自由に使える場合>

定められた条件で自由に使うことができ、私的目的の使用（自分や家族など）のための複製は認め

られています。ただし、友だちなどに配布するためにコピーしたり、インターネットで送ったりすることは、「私的目的の使用」とはいえませんが、著作権の侵害となります。なお、図書館などでの複製、引用、教科書への掲載、学校における複製等の場合は、範囲内で自由に利用できますが、家庭での使用と誤解のないようにしましょう。

<権利の侵害について>

著作物を無断で使うことは著作権の侵害となります。ただし、許諾が必要ない場合には著作権の侵害にはなりません。デジタル方式で著作物をコピーする場合には、著作権者に補償金を支払う必要がありますが、機器や記録媒体を購入するときに上乗せして支払っているため、録音・録画ごとに支払う必要はありません。

(出典) 社団法人著作権情報センター (CRIC) <http://www.cric.or.jp/qa/hajime/hajime.html>

② 違法サイトと知りながらダウンロードすることは著作権侵害になることを指導する

平成 22 年 1 月に改正著作権法が施行され、著作権を侵害したサイトと知りながらダウンロードすることは、個人的に楽しむ目的であっても違法（著作権の侵害）となります。

政府広報 http://www.gov-online.go.jp/pr/theme/tyosakukenho_ichibukaisei.html

文化庁 http://www.bunka.go.jp/chosakuken/21_houkaisei.html

市販されているゲームが無料でダウンロードできるサイトは違法なサイトである可能性が高いことを認識しましょう。

<罰則>

著作権の侵害は犯罪です。ただし、被害者が告訴する必要があります。

著作権の侵害は、10 年以下の懲役又は 1000 万円以下の罰金となります。（著作権法第 119 条）

(出典) 社団法人著作権情報センター (CRIC) <http://www.cric.or.jp/qa/hajime/hajime.html>

2 | コミュニケーションの観点

保護者や教師は、日頃から子どもとともに、どのようなことが著作権の侵害にあたるのかを確認しましょう。日常生活で気づかないこともありますので、子どもと一緒に考えてみましょう。

<予防策・対処方法>

① どのような行為が著作権の侵害にあたるか、普段の生活の中で子どもと一緒に考える

違法ダウンロードのほか、自分でコピーしたゲームソフトなどを友だちにあげるといった行為も著作権の侵害にあたり、違法行為となります。保護者や教師は、普段行っていることで著作権に関わりそうなことを挙げ、著作権の侵害にあたるか、子どもと一緒に考えたり、調べたりしましょう。

指導のポイント

- 保護者や教師は、ゲームに著作権が設定されている理由、著作権を侵害してはいけない理由、著作権を侵害することによる影響などを、子どもと一緒に考える
- 違法サイトと知りながらダウンロードすることは著作権の侵害にあたり、市販されているゲームが無料でダウンロードできるようなサイトは違法なサイトである可能性が高いことを理解させる
- 子どもたちに、どのような行為が著作権の侵害にあたるか、理解させる
- 違法ダウンロードのほか、自分でコピーしたゲームソフトなどを友だちにあげるといった行為も著作権の侵害にあたり、違法行為となることを認識させる

4-2 楽曲の違法ダウンロードとコピーの配布

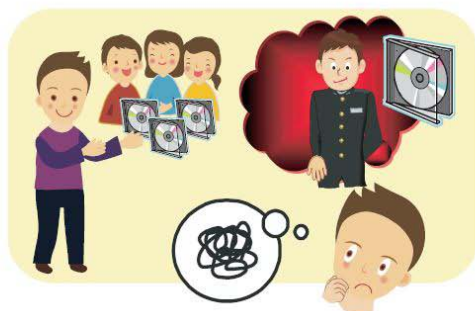
著作権法等の違反

CDをレンタルして、個人的に楽しむ範囲で音楽をコピーすることは問題ありませんが、**大量にコピーし配布することは著作権の侵害にあたります。**

また、**違法サイトと知った上でダウンロードした場合には、個人的に楽しむ範囲であっても違法です。**

多

犯



音楽が趣味の中学生1年生(男子)のAくんは、CDをレンタルして曲をコンピューターで集め、「ヒット曲集」として編集したものを友だちに配っていました。

ところが、だんだんとエスカレートして、友だちから「あの曲を焼いてこい」と命令されるようになってしまいました。



レンタルするお金に困ったAくんは、**違法のダウンロードサイトで曲を集め、配るようになりました。**

その結果、「あいつに頼めばどんな曲でも手に入る」といわれて便利に扱われるようになってしまいました。

【事例の解説（楽曲の違法ダウンロードとコピーの配布）】

楽曲も著作物であり、その著作権は著作権法で保護されています。

現在、レンタルショップ等で借りたCDは、自分が楽しむ範囲であればコピーできますが、この事例のように友だちに配ることは違法です。また違法のダウンロードサイトであるとわかっていながら、ダウンロードすることも著作権の侵害となります。実際には、著作権についての知識がないために違法にコピーしたものを配り、友人関係にも影響が出てしまうケースが見られます。

一般社団法人日本レコード協会(RIAJ)の「違法な携帯電話向け音楽配信に関するユーザー利用実態調査」(平成20年12月)によると、携帯電話向け違法サイトからダウンロードされた楽曲の推計数は過去3年間増え続けています。平成20年には、正規配信(3億2500万曲=約678億円相当)を上回る4億700万曲にまで増えたとみられています。また、10代の違法サイト利用率は高く、特に10代後半の利用拡大傾向が目立っています。

音楽などの配信業界は、正規の配信サイトを安心して利用できるように、正規の配信サイトであることを示す「エルマーク」の普及に取り組んでいます。

●トラブル予防のポイント

1 | 知識・スキルの観点

音楽作品は著作物であり、作者には著作権があります。まず、著作権とは何か、その意味、種類、作者の権利、著作物の正しい使い方、自由に使える範囲、また、無断で使うとどうなるかなどについて、知っておく必要があります。この事例のように、違法ダウンロードやコピーの配布は著作権の侵害になりますので、注意が必要です。また、保護者も著作権の理解が十分ではなく、権利を侵害している場合がありますので、注意しましょう。

<予防策・対処方法>

① 保護者や教師は、著作権とは何か、著作権の意味やそれを侵害することによってどのようなことが起こるかなどを子どもたちに指導する

著作物には価値があり、その価値を得るために利用者はお金を支払って入手します。著作物の不正なダウンロードやコピーによって著作権が侵害され、作者は本来得られるはずの利益を得ることができず、結果として経済的な損失を被ることになります。それによって、作品の質が低下したり、新製品の開発がしにくくなったりするなどの影響が考えられます。こうした著作権の侵害に対しては、権利者から損害賠償等の請求がなされる場合があります。

音楽作品に著作権が設定されている理由、著作権を侵害してはいけない理由、著作権を侵害することによる影響を、子どもに考えさせ、理解させましょう。

<著作権とは>

知的財産権には、「著作権」と「産業財産権」（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）があります。著作権は、文化的な創作物を保護の対象とし、著作権法で保護されています。著作権は著作物を作った時点で発生し、原則として作者の死後 50 年まで保護されます。また、有料無料、上手下手によらず、子どもたちの作文や作った曲なども著作物です。

<著作物の種類>

言語の著作物	論文、小説、俳句、講演など
音楽の著作物	楽曲や歌詞など
舞踊、無言劇の著作物	舞踊や振り付けなど
美術の著作物	絵画、版画、彫刻、書、マンガなど
建築の著作物	建造物
地図、図形の著作物	地図や図面、模型など
映画の著作物	映画、ビデオソフト、ゲームソフトなど
写真の著作物	写真など
プログラムの著作物	コンピューター・プログラムなど

<自由に使える場合>

定められた条件で自由に使うことができ、私的目的の使用（自分や家族など）のための複製は認められています。ただし、友だちなどに配布するためにコピーしたり、インターネットで送ったりすることは、「私的目的の使用」とはいえませんが、著作権の侵害となります。なお、図書館などでの複製、引用、教科書への掲載、学校における複製等の場合は、範囲内で自由に利用できますが、家庭での使用と誤解のないようにしましょう。

<権利の侵害について>

著作物を無断で使うことは著作権侵害となります。ただし、許諾が必要ない場合には著作権の侵害にはなりません。デジタル方式で著作物をコピーする場合には、著作権者に補償金を支払う必要がありますが、機器や記録媒体を購入するときに上乗せして支払っているため、録音・録画ごとに支払う必要はありません。したがって、購入したCDの楽曲を、自分で楽しむだけのためにコピーすることは問題ありません。CDを購入した時点で補償金を支払っているからです。しかし、コピープロテクションがかかっているのに自分でプロテクトをはずしてコピーすることは著作権の侵害にあたります。

（出典） 社団法人著作権情報センター（CRIC） <http://www.cric.or.jp/qa/hajime/hajime.html>

② 違法サイトと知りながらダウンロードすることは著作権侵害になることを指導する

平成22年1月に改正著作権法が施行され、著作権を侵害したサイトと知りながらダウンロードすることは、個人的に楽しむ目的であっても違法（著作権の侵害）となります。

政府広報 http://www.gov-online.go.jp/pr/theme/tyosakukenho_ichibukaisei.html

文化庁 http://www.bunka.go.jp/chosakuken/21_houkaisei.html

<罰則>

著作権侵害は犯罪です。ただし、被害者が告訴する必要があります。

著作権の侵害は、10年以下の懲役または1000万円以下の罰金となります。（著作権法第119条）

（出典） 社団法人著作権情報センター（CRIC） <http://www.cric.or.jp/qa/hajime/hajime.html>

2 | コミュニケーションの観点

保護者や教師は、日頃から子どもとともに、どのようなことが著作権の侵害にあたるのかを確認しましょう。日常生活で気づかないこともありますので、子どもと一緒に考えてみましょう。

<予防策・対処方法>

① どのような行為が著作権の侵害にあたるかを、普段の生活の中で子どもと一緒に考える

違法ダウンロードのほか、自分でコピーしたCDなどを友だちに配るといった行為も著作権の侵害にあたり、違法行為となります。保護者や教師は、普段行うことで著作権に関わりそうなことを挙げ、著作権の侵害にあたるか、子どもと一緒に考えたり、調べたりしましょう。

指導のポイント

- 保護者や教師は、音楽作品に著作権が設定されている理由、著作権を侵害してはいけない理由、著作権を侵害することによる影響などを、子どもと一緒に考える
- 違法サイトと知りながらダウンロードすることは著作権の侵害にあたり、市販されている音楽が無料でダウンロードできるようなサイトは違法なサイトである可能性が高いことを理解させる
- 子どもたちに、どのような行為が著作権の侵害にあたるか、理解させる
- 違法ダウンロードのほか、自分でコピーしたCDなどを友だちに配るといった行為も著作権の侵害にあたり、違法行為となることを理解させる

5 誘い出しによる性的被害や暴力行為

5-1 出会い系サイトで知り合った人からの性的脅迫

誘い出しによる
性的被害や暴力行為

軽い気持ちで出会い系サイトにアクセスし、見知らぬ人と実際に会った結果、脅迫や性的被害にあう恐れがあります。

深
犯



中学2年生(女子)のAさんは、軽い気持ちで出会い系サイトに「誰かカラオケに連れて行ってくださいませんか」と書き込みました。

すると、それに高校生の男子から返事があったので、Aさんの友だち何人かで、カラオケに行くことにしました。



カラオケで盛り上がったので、「お酒を飲ませてあげる」と言われて、ついていってしまいました。

すると、そこには怖い人がいて、「売春させるぞ」と脅されました。Aさんと友だちは、すきを見て逃げ出し、コンビニに駆け込みました。

【事例の解説（出会い系サイトで知り合った人からの性的脅迫）】

平成20年12月、いわゆる「出会い系サイト規制法」が改正され、出会い系サイト事業者への取締りが強化されました。このため、最近では出会い系サイトからの誘い出しによる被害者の数は減ってきています。平成21年の被害者は548人で、前年に比べて271人(37.4%)減少しました。出会い系サイトを利用して犯罪被害にあった児童生徒は、被害者全体の82.7%にあたる453人で、そのうち女子が98%(447人)を占めています。犯罪被害にあった児童生徒453人のうち450人(99.3%)が、出会い系サイトへのアクセス手段として携帯電話を使用しています。

また、禁止誘引行為(出会い系サイトの掲示板に児童生徒を相手とした異性交際を求める書き込みをすること等)の検挙件数は348件で、前年と比べ19件減少していますが、このうち児童生徒による禁止誘引行為の件数は222件と、前年比で103件増加しています。

出会い系サイトからの誘い出し被害の件数が減っているとはいえ、児童生徒を狙ったものは多く、特に女子は、援助交際、暴行、恐喝、脅迫など取り返しのつかない事件に巻き込まれる恐れがあるので注意が必要です。

(出典) 平成21年中のいわゆる出会い系のサイトに関係した事件の検挙状況について

(平成22年2月；警察庁)

●トラブル予防のポイント

1 | 知識・スキルの観点

出会い系サイトは、誘引行為がサイトの目的となっています。子どもたちは、自分だけは被害にあわないと勝手に思い込んでいる場合もありますので、好奇心や興味本位でアクセスした結果、犯罪に巻き込まれる危険性が高いことを十分に説明しましょう。

また、子どもが使用するパソコンや携帯電話にフィルタリング機能（アクセス制限サービス）を設定しておくことは必須です。

<予防策・対処方法>

① 出会い系サイトなどで知り合った人に実際に会うことの危険性を説明する

出会い系サイトなどで見知らぬ人と知り合い、実際に会うことの危険性を家庭や学校で指導しましょう。子どもたちだけの判断で、知らない人には会わないことを徹底させましょう。

② 個人情報や写真をインターネット上に掲載しないよう指導を徹底する

自分や友だちの情報を、出会い系サイトなどインターネット上で発信することは常に危険が伴います。個人情報（名前、学校名、住所、電話番号、メールアドレスなど）や写真をインターネット上に掲載しないよう、家庭や学校で子どもたちへの指導を徹底する必要があります。

③ インターネットの情報は必ずしも事実とは限らず、メールのやり取りだけでは分からないことを理解させる

インターネット上に書かれていることは、必ずしも事実とは限りません。見知らぬ人とメールのやり取りをする中で、やさしい言葉をかけられるなどして相手を信頼し、心のうちや個人情報を明かしてしまう児童生徒がいます。

メールのやり取りだけでは、相手がどんな人なのかは分からず、書かれている内容が正しいのかどうかは判断ができないこと、相手を信用することは大変危険であることを十分に理解させる必要があります。

④ 出会い系サイトからの誘引による犯罪の被害者は女子が多いことを理解させる

平成 21 年に出会い系サイトを利用して犯罪被害にあった児童生徒（453 人）のうち、女子が 98%（447 人）を占めています。誘い出しは、援助交際、暴行、恐喝、脅迫など取り返しのつかない事件に巻き込まれる恐れがあるので注意が必要です。

⑤ アクセス制限サービス（フィルタリング機能）を活用する

子どもが使うパソコンや携帯電話には、アクセス制限サービス（フィルタリング機能）を活用し、子どもが安易に出会い系サイトなどにアクセスできないようにしましょう

2 | コミュニケーションの観点

安全のために子どもに持たせているはずの携帯電話が、出会い系サイトなどへのアクセスにも使われています。保護者は、携帯電話を持たせて安心するのではなく、子どもを監督する責任があることを認識しましょう。

また、トラブルを未然に防ぐために、子どもが保護者や教師など周りの大人に相談しやすい信頼関係を日頃から培っていきましょう。信頼関係があれば、子どもが困っているときや悩みを抱えているときに、すぐに察知し、相談にのることができます。

<予防策・対処方法>

① 出会い系サイトなどで知り合った人とは会わないなど、家庭のルールを子どもと一緒に作る

出会い系サイトなどで知り合った人とは直接会わない、個人情報（名前、学校名、住所、電話番号、メールアドレスなど）を教えない、携帯電話の利用時間は夜9時まで、など子どもと一緒に家庭のルールを決め、守らせるようにしましょう。

② 保護者は、携帯電話やパソコンのアクセス履歴を確認する

携帯電話は子どもが所有しているのではなく、保護者が貸与しているものです。保護者は、子どもが使う携帯電話やパソコンのアクセス履歴を見るなどして、犯罪に巻き込まれる危険性のあるサイトを見ていないか確認しましょう。また、子どもが家庭のルールを守らなければ、携帯電話を取り上げるくらいの強い姿勢を示すべきです。

③ トラブルにあった場合は、すぐに保護者や教師など周りの大人に相談するように指導する

子どもが実際に出会い系サイトでトラブルにあった場合は、すぐに保護者や教師、スクールカウンセラーなど周りの大人に相談するように指導することが大切です。

指導のポイント

- 出会い系サイト等で知り合った人がどんな人なのかは、メールなどのやり取りだけでは分からないことや、子どもたちだけの判断で見知らぬ人に実際に会ったり、個人情報を教えたりすることは大変危険であることを十分に理解させる
- 出会い系サイトをきっかけとした犯罪の被害者は女子児童生徒が多く、見知らぬ人と実際に会ったために性的犯罪など取り返しのつかない事件に巻き込まれる可能性があるため、特に注意するよう指導する
- 子どもが使う携帯電話やパソコンのアクセス履歴を見るなどして、危険なサイトを閲覧していないか確認する
- 子どもが使う携帯電話やパソコンには、アクセス制限サービス（フィルタリング機能）を活用し、子どもが安易に出会い系サイト等にアクセスできないようにする
- トラブルにあった場合は、すぐに保護者や教師、スクールカウンセラーなど周りの大人に相談するように指導する

5-2 プロフやコミュニティサイトで知り合った人からの誘い出し・脅迫

誘い出しによる
性的被害や暴行行為

最近、「出会い系サイト」ではなく、フィルタリングにかからないSNSのようなコミュニティサイトやゲームサイトなどで知り合った人からの誘い出しや脅迫事件が多くなっています。これらのサイトが出会い系サイトのような売春目的に利用されることもあります。



中学2年生（女子）のAさんは、**SNSサイト**で知り合った女子中学生とメル友になりました。メールのやり取りを続けるうちに、互いに友だちと写っている写真を見せあうようになりました。

ある日、メル友が体のことで悩んでいるからと、裸の写真を送って来て、Aさんにも裸の写真を送るように言ってきました。



最初は戸惑いましたが、相手を信用して送ってしまったところ、とたんに相手の態度が変わり、言うことをきかないとインターネット上に載せるぞ、と脅迫されるようになりました。

実際には、Aさんのメル友は女子中学生ではなく、成人男性でした。

【事例の解説（プロフやコミュニティサイトで知り合った人からの誘い出し・脅迫）】

最近、「出会い系サイト」ではなく、SNS（Social Network Service、会員制交流サイト）のようなコミュニティサイト、ゲームサイト、プロフなどで知り合った人からの誘い出しや脅迫事件が多くなっています。平成21年に全国の警察に摘発されたインターネットサイト関連の事件のうち、コミュニティサイトなど「非出会い系サイト」を利用して児童買春や強姦などの被害にあった児童生徒は1,136人で、前年より344人（43.4%）増えています。（図4参照）

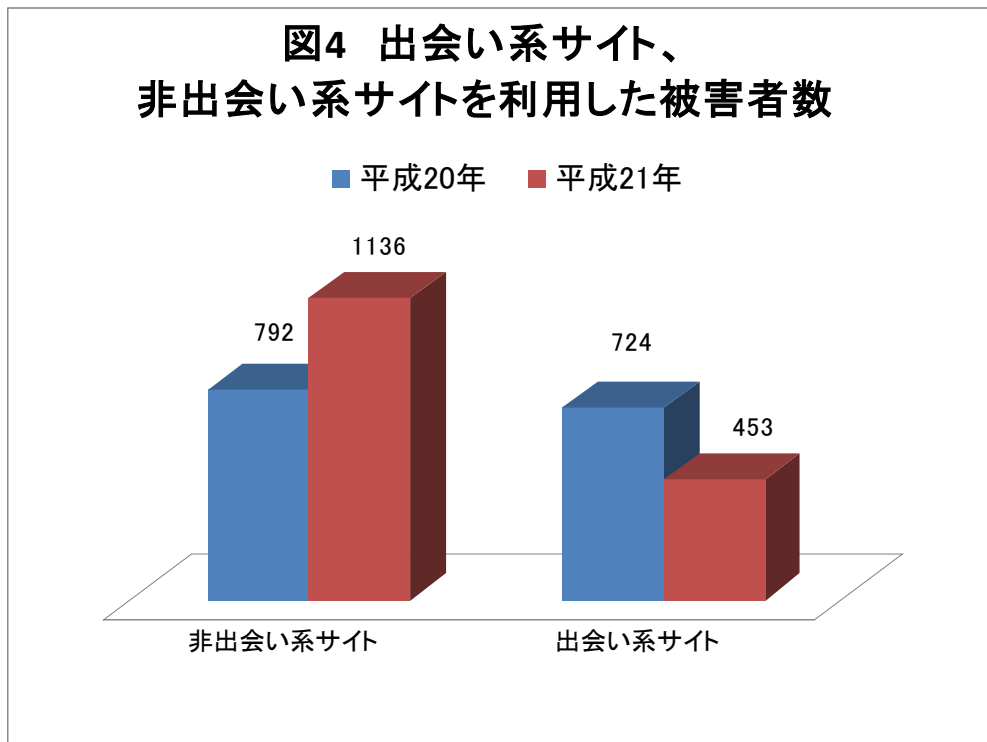
（出典）平成21年中のいわゆる出会い系サイトに関係した事件の検挙状況について

（平成22年2月；警察庁）

警察庁は「出会い系サイトの規制が進む一方、非出会い系サイトでの被害が増えつつある」として、注意を呼びかけています。規制が強化された出会い系サイトに代わり、プロフや、SNSのようなコミュニティサイトが子どもを狙った犯罪の抜け道として悪用されており、売春目的に利用されることもあります。

あるゲームサイトの運営会社は、2歳以上年上の人とメールをできないようにする、文面がおかしいメールは6時間以内に削除するなどのルールを決め、24時間365日休まず監視体制をとっています。しかし、利用者は暗号を使ったりして網の目をかいくぐり、「いたちごっこ」になっているのが現状です。

コミュニティサイトなどで知り合った人と軽い気持ちで会うと、性的被害や暴行被害を受けるなど、取り返しのつかない大きな痛手となることがあります。インターネット協会によると、被害例には女子中学生が多いので保護者は十分注意を促しましょう。



(出典) 平成 21 年中のいわゆる出会い系サイトに関係した事件の検挙状況について (平成 22 年 2 月 ; 警察庁)

●トラブル予防のポイント

1 | 知識・スキルの観点

出会い系サイトだけでなく、コミュニティサイトで知り合う相手も、実際はどんな人かわかりません。プロフなどのサイトはメールアドレスだけで登録することができるので、男性が女性と偽ることもできます。子どもたちには、コミュニティサイトで見知らぬ人と知り合って、アドレスを交換してメールをやり取りしたり、直接会ったりすることの危険性を認識させる必要があります。

<予防策・対処方法>

① プロフやコミュニティサイトで知り合った人に実際に会うことの危険性を説明する

プロフやコミュニティサイトで見知らぬ人と知り合い、実際に会うことの危険性を家庭や学校で指導しましょう。子どもたちだけの判断で、知らない人には会わないことを徹底させましょう。

② 個人情報や写真をインターネット上に掲載しないように指導を徹底する

自分や友だちの情報を、プロフやコミュニティサイトなどインターネット上で発信することは常に危険が伴います。個人情報（名前、学校名、住所、電話番号、メールアドレスなど）や写真をインターネット上に掲載しないよう、家庭や学校で子どもたちへの指導を徹底する必要があります。

③ インターネット上の情報は事実とは限らず、メールのやり取りだけでは分からないことを理解させる

インターネット上に書かれていることは、必ずしも事実とは限りません。見知らぬ人とメールのやり取りをする中で、やさしい言葉をかけられるなどして相手を信頼し、心のうちや個人情報を明かしてしまう児童生徒がいます。

メールのやり取りだけでは、相手がどんな人なのかは分からず、書かれている内容が正しいのかどうかは判断ができないこと、相手を信用することは大変危険であることを十分に理解させる必要があります。

④ プロフやコミュニティサイトなどからの誘引による犯罪の被害が増えていることを理解させる

コミュニティサイト自体は信用が高い事業者が運営していても、その利用者には様々な人がいます。また、誘い出しによる犯罪被害は、いわゆる「出会い系サイト」から、プロフやコミュニティサイトなどの「非出会い系サイト」に移行してきています。

子どもたちには、有名なサイトだからといって安心せずに、コミュニティサイトで知り合った人に会うことの危険性を理解させる必要があります。

⑤ アクセス制限サービス（フィルタリング機能）を活用する

子どもが使うパソコンや携帯電話には、アクセス制限サービス（フィルタリング機能）を活用し、子どもが安易に出会い系サイトなどにアクセスできないようにしましょう。なお、プロフやコミュニティサイトはフィルタリングできないことも多いため、注意しましょう。

2 | コミュニケーションの観点

子どもたちは学校以外の人と知り合いたいという気持ちから、コミュニティサイトなどにアクセスします。軽い気持ちで始めた結果、暴行や性的被害の被害者になってしまうなど、取り返しのつかない事態に陥る可能性があります。そのような悲劇を起こさないために、家庭や学校で子どもとコミュニケーションを図りながら、指導していきましょう。

<予防策・対処方法>

① プロフやコミュニティサイトなどで知り合った人とは会わないなど、家庭のルールを子どもと一緒に作る

プロフやコミュニティサイトなどで知り合った人とは直接会わない、個人情報（名前、学校名、住所、電話番号、メールアドレスなど）を教えない、携帯電話の利用時間は夜9時まで、など子どもと一緒に家庭のルールを決め、守らせるようにしましょう。

② 保護者は、携帯電話やパソコンのアクセス履歴を確認する

携帯電話は子どもが所有しているのではなく、保護者が貸与しているものです。保護者は、子どもが使う携帯電話やパソコンのアクセス履歴を見るなどして、犯罪に巻き込まれる危険性のあるサイトを見ていないか確認しましょう。また、子どもが家庭のルールを守らなければ、携帯電話を取り上げるくらいの強い姿勢を示すべきです。

③ **トラブルにあった場合は、すぐに保護者や教師など周りの大人に相談するように指導する**

子どもが実際に出会い系サイトでトラブルにあった場合は、すぐに保護者や教師、スクールカウンセラーなど周りの大人に相談するように指導しましょう。

指導のポイント

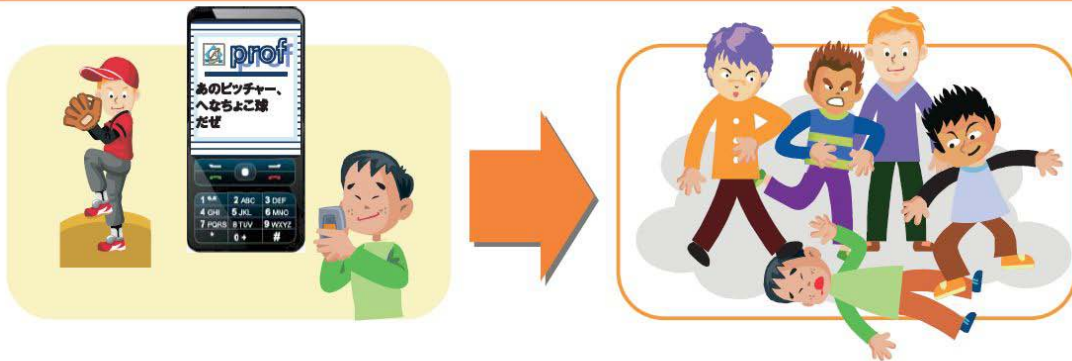
- プロフやコミュニティサイト等で知り合った人がどんな人なのかは、メールなどのやり取りだけでは分からないことや、子どもたちだけの判断で見知らぬ人に実際に会ったり、個人情報を教えたりすることは大変危険であることを十分に理解させる
- 最近では、出会い系サイトよりもコミュニティサイトやゲームサイト等で知り合った人からの誘い出しや脅迫事件が多くなっており、有名なサイトだからといって安心してはいけないことを理解させる
- 子どもが使う携帯電話やパソコンのアクセス履歴を見るなどして、子どもが危険なサイトを閲覧していないか確認する
- 子どもが使う携帯電話やパソコンには、アクセス制限サービス（フィルタリング機能）を活用し、子どもが安易に出会い系サイト等にアクセスできないようにする
- トラブルにあった場合は、すぐに保護者や教師、スクールカウンセラーなど周りの大人に相談するように指導する

5-3 掲示板への投稿から個人情報を特定され暴力行為に発展

誘い出しによる
性的被害や暴行行為

ブログやプロフへの書き込みがもとでトラブルが発生することもあります。
書き込みをされた人がその内容に怒って、書き込みをした人に暴行を加え、死亡させた事例もあります。

深
犯



中学2年生 (男子) のAくんは、野球部員。ライバル校との練習試合に負けてしまった腹いせで、掲示板にその学校のピッチャーの悪口を書いてしまいました。

ある日、Aくんが下校するとき、校門の前でライバル校の野球部員が待ち伏せしていました。

Aくんは、そのまま人があまり来ない公園に連れて行かれ、ライバル校の野球部員数人から暴行を受けました。

幸いなことに、たまたま通りかかった30代の男性が止めに入ったので、ライバル校の野球部員は逃げて、Aくんは助かることができました。

【事例の解説（掲示板への投稿から個人情報を特定され暴力行為に発展）】

掲示板やブログ、プロフへの書き込みがもとでトラブルが発生することもあります。書き込みをされた人がその内容に怒って、書き込みをした人に暴行を加え、死亡させた事例もあります。

<暴力事件の実例>

- 平成20年5月、プロフへの書き込みに腹を立てて暴行したとして、東京都の女子中学生（15歳=当時中学3年生）ら少女7人が逮捕されました。女子中学生（13歳=当時中学1年生）が、自分のプロフに「かかってこい」などと書き込んだことに立腹し、公園に呼び出し殴る蹴るの暴行を加え、頭などに全治1週間のけがを負わせました。
- 平成20年7月、群馬県で高校1年の男子高校生（当時15歳）が、自分のプロフに「ギターをやっている奴はろくな奴はいない」などと書き込んだことから、バンド活動をしていた元同級生の無職少年（当時15歳）とトラブルになり、暴行を受け死亡しました

軽い気持ちで掲示板やブログ、プロフに書き込んだ内容でも、受け手がとても腹を立てたり、傷ついたりすることがあります。些細なきっかけであっても、傷害事件、傷害致死事件に発展してしまうことがあります。書き込む内容には十分注意する必要があります。

●トラブル予防のポイント

1 | 知識・スキルの観点

子どもたちは、自分の行動がどのような結果を招くかを考えずに、一時の感情に任せて行動してしまうことがあります。暴力事件を引き起こすことにより相手を傷つけ、最悪の場合は命を奪ってしまうこともあります。家庭や学校で、実際に起こった事件の事例を提示し、以下のような視点から子どもたちを指導する必要があります。

<予防策・対処方法>

① インターネットの特性を理解させる

インターネット上で発信した情報は、多くの人に瞬時に広まり、一度公開された情報は完全には消すことができません。

また、インターネット上では、サイトを閲覧したり、サイトに書き込んだりすると、ログ（書き込みの記録）が残ります。子どもたちは、サイトに書き込みをしても誰が書いたのか分からないと思っている場合がありますが、警察からの要請があれば、サイトの運営会社（運営者）はログ（書き込みの記録）を提出しなければならないので、どのコンピュータから書き込んだかが分かり、書き込んだ人を特定することができます。インターネットカフェのような場所のパソコンを使って書き込みをした場合も同じです。

② 暴力事件等を起こした場合の法的な責任を教える

インターネット上の書き込みに腹が立ったからとはいえ、傷害事件を起こした場合は、刑法第204条に基づき、「傷害罪」が適用されます。刑法第204条では、「人の身体を傷害した者は、15年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する」と規定されています。

また、相手の身体を傷害し、人を死亡させた場合には、「傷害致死罪」が適用されます。刑法第205条では、「身体を傷害し、よって人を死亡させた者は、三年以上の有期懲役に処する」と規定されています。

20歳未満の児童生徒であっても、14歳以上の場合は成人の事件と同様に警察、検察の捜査が行われます。その後、家庭裁判所（14歳未満の「触法少年」の場合は児童相談所）に送致され、少年院送致を含む措置がとられます。

2 | コミュニケーションの観点

日頃から、相手の気持ちを考え、相手を思いやるコミュニケーションを心がけるように指導しましょう。

<予防策・対処方法>

① 書き込んだ内容を読んだ相手の気持ちを考えるよう指導する

インターネット上では、日常生活と同じように、自分の発した言葉に対して相手がどう感じる

か、相手の気持ちを考えて、相手を傷つけるような言葉は使わないよう指導しましょう。

また、書き込んだ本人は軽い冗談のつもりで書いた言葉でも、相手をひどく傷つけてしまうことがあります。誹謗中傷を書き込んだつもりでなくても、相手を傷つけてしまうことがあることを理解させましょう。

② 文字によるコミュニケーションの危険性を理解させる

文字によるコミュニケーションは、相手の表情や身振りが見えないので、対面のコミュニケーションと比較して感情が伝わりにくいことがあります。また、短い文章では、自分が本来伝えたい真意が伝わらずに、相手に誤解をされてしまうことがあります。

文字によるコミュニケーションは、対面でのコミュニケーションとは違い、相手に自分の意図が伝わりにくいことを理解させましょう。

指導のポイント

- 軽い気持ちで書いた言葉が、相手をひどく傷つけたり、腹を立てさせてしまったりすることがあることや、書き込んだ内容を読んで相手がどのような気持ちになるかを考えるように指導する
- 文字によるコミュニケーションは、相手の表情や身振りが見えないので、対面のコミュニケーションと比較して、感情や真意が伝わりにくく、相手を傷つけてしまうことがあることを理解させる
- インターネット上で発信した情報は、多くの人に瞬時に広まり、一度公開された情報は完全には消すことができない、また、インターネット上の書き込みは、調べれば書き込んだ人を特定することができるなど、インターネットの特性を理解させる
- 掲示板やブログ、プロフィールへの書き込みがもとで起こった事件の事例を提示し、書き込みに腹が立ったとはいえ、暴力に訴えるような行為はしてはいけないことや法的に罰せられることを理解させる

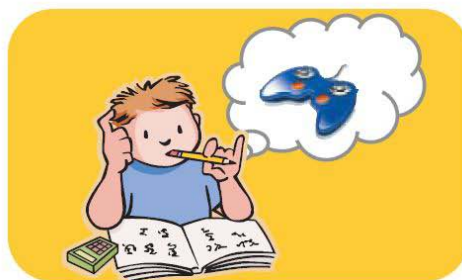
6 ネット依存による健康被害

6-1 ゲーム依存により日常生活に悪影響

ネット依存による健康被害

ゲームのやり過ぎによって、勉強、日常生活、人間関係、健康といった面に影響を及ぼすという事例が報告されています。

多
深



小学校5年生（男子）のAくんは、オンラインゲームにはまっています、夜中でも親に隠れてこっそりゲームで遊んでいます。

ゲームに参加しないと、仲間はずれにされるのではないかと心配で、途中でやめられなくなっています。

Aくんは、睡眠不足が続いているため、勉強する気が起きなくなってしまう、学校の授業に集中できなくなっています。

【事例の解説（ゲーム依存により日常生活に悪影響）】

ゲームのやり過ぎが心身の悪影響を引き起こすことを懸念し、アメリカ、カナダ、中国、韓国、日本などで、ゲーム依存の原因、症例、治療法などについて精神科医や脳科学者等が研究しています。研究によると、ゲームのやり過ぎによって、日常生活、人間関係、健康などに影響が出ているという事例が数多く報告されています。

身体への悪影響としては、主に睡眠不足による疲労や視力の低下などが挙げられています。2002年には、86時間連続でネットゲームをプレイし続けた韓国の24歳の男性が死亡しました。その死因は激しい疲労とみられています。

精神面への悪影響も懸念されています。ゲーム依存になると、気力が低下して気分が憂鬱になったり、学校での人間関係に関心が低くなったりします。その症状が悪化すると、引きこもりになる危険性もあります。

また、ファイティングゲームなどの場合は、戦闘相手を倒す目的で武器などのアイテムを購入するために、多額のお金を費やしてしまうケースもあります。

実際にゲームのやり過ぎによって心身への悪影響を引き起こしていても、子どもたちは、自分の意思でゲームをやめることができなくなってしまうことが多いのです。

●トラブル予防のポイント

1 | 知識・スキルの観点

子どもたちは、ゲームのやり過ぎが身体や精神面にどのような影響を及ぼすかを深く考えずに、ゲームに夢中になっています。また、保護者もゲームが心身に与える影響についての知識を持っていないために子どもが喜ぶものを買って与えてしまい、結果として子どものゲーム依存を助長してしまうことがあります。

<予防策・対処方法>

① ゲームのやり過ぎが心身に及ぼす影響について知識を得て、子どもに教える

保護者や教師は、ゲームのやり過ぎが心身に深刻な影響を及ぼす危険性について知るようになりましょう。具体的には、睡眠不足や視力の低下だけでなく、何もやる気にならない、家から出られない（ひきこもり）などもあります。

子どもにゲーム機やゲームソフトを与える際は、ゲーム依存がとても身近なものであり、自分にも起こる危険性があることを子どもに教えましょう。

2 | コミュニケーションの観点

ゲームのやり過ぎは、心身や生活習慣に影響が表れます。保護者や教師は、子どもの顔色や体調、生活習慣などの変化に気をつけ、子どもがゲーム依存になっていないかを確認するようになりましょう。

<予防策・対処方法>

① ゲームをしてもよい時間を決めるなど、家庭のルールを子どもと一緒に作る

1日のうちゲームをしてもよい時間を決める、自分の部屋でゲームをしない、勉強をしてからゲームをするなど、子どもと一緒に家庭のルールを決め、守らせるようになりましょう。

② ゲーム仲間に上手に「No」と言えるように子どもに指導する

ネットゲームのようにチームで対戦相手がいる場合、自分だけがゲームをやめると言いづらものです。しかし、ゲーム依存にならないように、時にはゲーム仲間に上手に「No（今日はこれでやめる）」と言えるように指導しましょう。

③ 子どもの様子を観察し、心身や生活習慣に変化がないか確認する

子どもがゲーム依存になっている場合、子どもの顔色や体調、日々の生活習慣（夜遅くまで起きている、食後すぐに部屋にこもるなど）に変化が起こります。保護者や教師は、日々の変化に気をつけ、子どもがゲーム依存になっていないかを確認するようになりましょう。

指導のポイント

- ゲームのやり過ぎは、睡眠不足や視力の低下につながるだけでなく、何もやる気にならない、家から出られない（ひきこもり）など、子どもの心身に深刻な影響を及ぼす危険性があることを理解させる
- 1日のうちゲームをしてもよい時間を決める、ゲームは勉強をした後にする、自分の部屋でゲームをしないなど、家庭のルールを子どもと話し合っ決めて、それを守るさせる
- ゲームのやり過ぎには十分注意し、時にはゲーム仲間に上手に「No」と言えるように指導する

6-2 ケータイ依存により情緒不安定に

ネット依存による健康被害

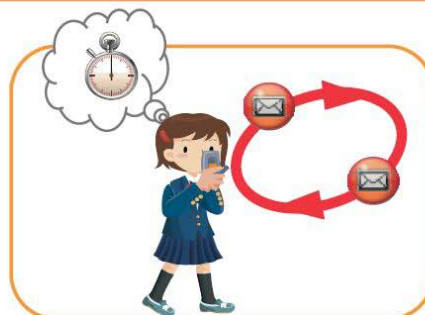
携帯電話をそばに置いていないと不安になったり、メールができないと情緒不安定に陥ったりするなど、携帯電話への依存は日常生活に支障をきたします。

多
深



中学2年生（女子）のAさんは、いつも携帯電話を手元に置いてメールをしています。

食事中でも、何通もメールが届くので、なかなか食べ終わりません。また、家族旅行でも、電波の届かないところには行きたがらないなど、メールをすることを何よりも優先してしまいます。



最近は、誰かとメールをしていないと孤独感を感じ、友だちからのメールの返信が少しでも遅れると不安になるなど、情緒不安定になってしまいました。

今ではメールでのコミュニケーションが中心になってしまい、友だちと直接会って話すことが苦手になってしまいました。

【事例の解説（ケータイ依存により情緒不安定に）】

携帯電話を所有している高校生を対象とした調査によると、学校の授業中に携帯電話を使う生徒が62%を占め、そのうち79%がメール、44%がコミュニティサイト、35%がプロフを利用していると回答しています。また、同調査で、50%の生徒がお風呂に入るときも携帯電話を使うと回答しています。（携帯電話各社は、防水型の携帯電話を販売しています。）

また、「眠る直前まで携帯を使っている」と回答した生徒は87%、「30分に1回は携帯をチェックする」は62%、「携帯が圏外だと不安だ」は54%と、四六時中携帯電話を手にしており、少しでも離れると不安に感じるような「ケータイ依存」ともいえる高校生の実情が浮かび上がってきます。

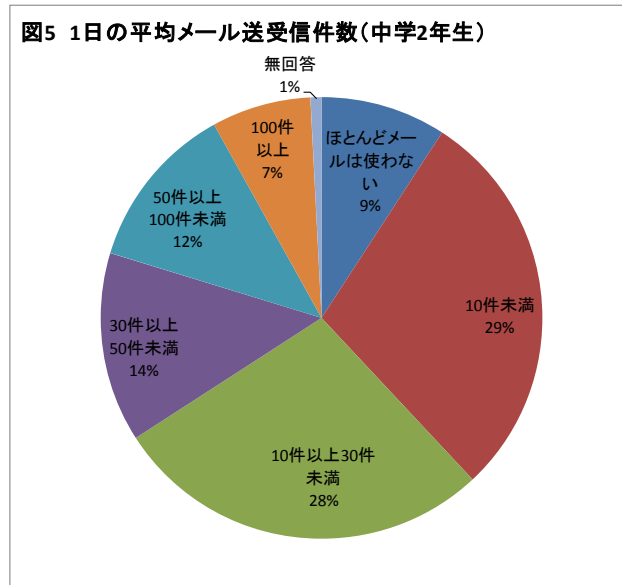
（出典）高校生の携帯事情に関する調査（平成21年9月；マクロミル）

文部科学省の「子どもの携帯電話等の利用に関する調査」によると、中学2年生の1日のメールの送受信件数は、「10件未満」が28.9%、「10件以上30件未満」が27.9%、「30件以上50件未満」が13.9%、「50件以上100件未満」が12.2%、「100件以上」が7.3%という結果でした。したがって、中学2年生では、1日に30件以上送受信する生徒が3分の1を占めています（図5参照）。

（出典）子どもの携帯電話等の利用に関する調査（平成21年5月；文部科学省）

一部の子どもたちの間では、メールの返信が遅れることがマナー違反とされています。返信の遅れによって相手を傷つけたり、相手に嫌われたりすることを不安に感じる子どもは少なくありません。「モバイル社会白書2007」によると、小学3年生から高校生の約8割が返信に30分かかると遅いと感じ、約6割は10分でも遅いと感じています。

（出典）モバイル社会白書2007（平成19年7月；NTTドコモ モバイル社会研究所）



(出典) 子どもの携帯電話等の利用に関する調査
(平成 21 年 5 月 ; 文部科学省)

●トラブル予防のポイント

1 | 知識・スキルの観点

子どもたちは、携帯電話の使い過ぎが心身にどのような影響を及ぼすかを深く考えずに使っています。保護者も、料金の使い過ぎは細かくチェックしますが、携帯電話が子どもの心身に与える影響についてはあまり注意を払っていません。

保護者は、子どもがどのように携帯電話を使っているか、1日何件くらいメールを送受信しているかなどを確認し、子どもがケータイ依存にならないように注意しましょう。

<予防策・対処方法>

① ケータイの使い過ぎが心身に及ぼす影響について知識を得て、子どもに教える

保護者や教師は、ケータイの使い過ぎが心身に深刻な影響を及ぼす危険性について知るようにしましょう。ケータイ依存になると、感情をコントロールできなくなり攻撃的になりやすい、といった研究報告があります。

子どもに携帯電話を与える際は、ケータイ依存がとても身近なものであり、自分にも起こる危険性があることを子どもに教えましょう。

② 子どもの携帯電話のパケット通信量を確認する

毎月の携帯電話の料金請求書を見てパケット通信量が急に増えた場合は、携帯電話の使い過ぎの恐れがあります。定額制のプランの利用が一般的であるため、通信料金だけでは変化に気づきにくいので、パケット通信量を確認する必要があります。

2 | コミュニケーションの観点

携帯電話の使い過ぎは、生活習慣に影響が表れます。保護者は、子どもの体調の変化、顔色、睡眠時間、毎月の携帯電話の利用明細などをきめ細かくチェックして、ケータイ依存にならないように注意しましょう。

<予防策・対処方法>

① 携帯電話を使ってよい時間を決めるなど、家庭のルールを子どもと一緒に作る

食事中は携帯電話を使わない、充電はリビングで行い、自分の部屋に携帯電話を持ち込まない、夜〇時（例えば、夜9時など）以降は使わないなど、子どもと一緒に家庭のルールを決め、守らせるようにしましょう。

② 家庭で決めたルールは友だちにも伝え、理解してもらうよう、子どもに指導する

メールの返信が遅れることによって、相手に嫌われるのではないかと不安を感じる子どもは少なくありません。しかし、ケータイ依存になることを防ぐためにも、家庭で決めたルールは友だちにも伝え、すぐに返信できないこともあることを理解してもらうようにしましょう。

また、メールなどのやり取りにばかり偏ると対面でのコミュニケーションが苦手になるといった指摘もあり、友だちどうしでの直接のコミュニケーションの大切さを日頃から伝えましょう。

③ 子どもの様子を観察し、心身や生活習慣に変化がないか確認する

子どもがケータイ依存になっている場合、子どもの顔色や体調、日々の生活習慣（夜遅くまで起きている、携帯電話を肌身離さず持つようになるなど）に変化が起こります。保護者や教師は、日々の変化に気をつけ、子どもがケータイ依存になっていないかを確認するようにしましょう。

指導のポイント

- ケータイ依存になると、感情をコントロールできなくなり攻撃的になりやすいといった、子どもの心身に深刻な影響を及ぼす危険性があることを理解させる
- 食事中は携帯電話を使わない、充電はリビングで行い自分の部屋に携帯電話を持ち込まない、夜〇時以降は使わないなど、家庭のルールを子どもと話し合っ決め、それを守らせる
- 家庭で決めたルールは友だちにも伝え、すぐにメールを返信できないこともあることを理解してもらうよう指導する
- 保護者や教師は、子どもの身体や生活習慣の変化を日々確認し、ケータイ依存の兆候に早めに気づくようにする

7 犯行予告等

7-1 児童生徒に危害を加えるという犯行予告

犯行予告等

インターネット上に犯行を予告する書き込みは、たとえいたずらであっても、地域の人々や学校、会社の業務などに大きな混乱を与えます。

深

犯



インターネットの掲示板に、ある地域の小学生に危害を加えるという書き込みが、日時指定でありました。

そのため、学校は、その日は子どもだけで外出しないように呼びかけたり、登下校時に職員が通路に立って安全を確保しましたが、実際には、事件は起こりませんでした。

ところが、その書き込みを見た小学生が、それをまねて、別の地域の小学生に危害を加えるという書き込みをしました。

さらに、それを見た別の人が、他の小学生に暴行を加えるという書き込みをして、書き込みが広がり、大きな問題となりました。

【事例の解説（児童生徒に危害を加えるという犯行予告）】

インターネットの普及によって、いつでも、誰でもインターネット上の掲示板等に自由に書き込みをして、多くの人々の目に自分の考えを触れさせることができるようになりました。それ自体は非常に便利なことですが、中にはこの特性を悪用して犯罪に使う人もいます。

特に、平成20年6月の秋葉原無差別殺傷事件で、犯人が事前にインターネット上で犯行予告をしていたことから、これを模倣して犯行を予告するような書き込みが急増しました。警察庁によると、事件のあった平成20年6月8日から23日までの半月ほどの間に12人も逮捕されています。

子どもたちの間でも、同様の書き込みが急増し、通報されています。以下の表は、秋葉原無差別殺傷事件以降に小学生から高校生が逮捕・補導等をされた実績です。

平成20年6月※	福岡県の女子中学生（13歳）が「明日殺す全員皆殺し僕に逆らったから・・・学校に乗り込んでやる 殺してやる・・・」と書き込み、軽犯罪法違反（業務妨害）の容疑で児童相談所に通告されました。
平成20年6月※	福岡県の男子小学生（6年）が、「明日4時に、小学生と生意気な中学生を果物ナイフで殺す。」等と書き込み、軽犯罪法違反（業務妨害）の非行事実で、児童相談所に通告されました。事例7-1.児童生徒に危害を加えるという犯行予告
平成20年6月※	長野県の男子高校生（16歳）が、携帯ゲーム機から、他人の無線LANを介して「明日、東京の〇〇中学（実名）に討ち入りに行く。午前9時半に刺殺する」と書き込み、威力業務妨害の容疑で、逮捕されました。

平成 20 年 6 月※	北海道の男子高校生（17 歳）が学校裏サイトに学年、クラス名と同級生二人の名字に続けて「殺す」と書き込み、脅迫の容疑で逮捕されました。
平成 20 年 6 月※	新潟県の男子中学生（13 歳）が「新潟駅に放火する。放火した後、新潟駅周辺で無差別殺人を起こします。みなさんさようなら」と書き込み、脅迫の非行事実で補導されました。
平成 20 年 7 月※	福岡県の女子小学生（4 年）が、県内の自治体名を挙げて「明日、下校中の 4 年生を殺す」と書き、軽犯罪法違反（業務妨害）の容疑で、児童相談所に通告されました。
平成 20 年 8 月※	静岡県の男子高校生（1 年）が、学校のホームページに「爆薬をしかけた。今月中に爆発させる」と書き込み、威力業務妨害の容疑で書類送検されました。
平成 20 年 11 月※	男子高校生（1 年）が、学校裏サイトに殺人予告を書き込んだとして脅迫容疑で書類送検されました。男子生徒は、学校裏サイトに「担任の先生を殺します」と女性教諭の名前を書き込みました。
平成 21 年 3 月	福岡県の男子高校生（3 年）が、ウィキペディアに「コミックマーケットで参加者を皆殺しにする」などと書き込み、威力業務妨害の容疑で逮捕されました。
平成 22 年 1 月	埼玉県の男子中学生（3 年）が、県内のある市役所のホームページに学校爆破を予告するメールを送り、市内の全小中学校を臨時休校にさせたとして、威力業務妨害の容疑で逮捕されました。生徒は、自宅のパソコンから市のホームページにアクセスし「〇〇し（市名）の学校に爆弾を仕掛けた」とメールを送信しました。

※（出典）ねっと事件簿「ネット掲示板犯行予告事件一覧」から構成

犯行を予告するような書き込みをしてしまった子どもたちは、一様に、「何となくやってしまった」「いたずらのつもりだった」「こんな大騒ぎになるとは思わなかった」などと供述しています。

また、7-1 の事例のように、自分が「犯行予告」をしただけでなく、他人が書き込んだものを見て触発され、犯行を予告する書き込みをしてしまっただけで加害者になるという連鎖反応が起こっています。

●トラブル予防のポイント

1 | 知識・スキルの観点

いたずらや冗談であっても犯行を予告する書き込みは、犯罪行為にあたることを子どもたちに理解させましょう。また、実際にするつもりがなくても、他の人のまねをただけでも、誰が書き込んだかを特定することができることを理解させましょう。

< 予防策・対処方法 >

① 犯行を予告するような書き込みは犯罪行為にあたることを理解させる

犯行を予告する書き込みがあると、警察が予告された場所を隅々まで調べたり、警戒要員を増やしたり、通行人を避難させたりして、多くの人に混乱を与えます。例えば鉄道会社に爆破予告があった場合などは、被害を防ぐために列車を運休させて駅や車両を点検したりするため、正常な業務ができなくなります。このため、業務妨害罪、脅迫罪などに問われることがあり、民事でも損害賠償を請求されることがあります。

< 威力業務妨害罪 >

刑法第 234 条には「威力を用いて人の業務を妨害した者は、3 年以下の懲役又は 50 万円以下の

罰金に処する」と規定されています（威力業務妨害罪）。

<偽計業務妨害罪>

刑法第233条には「虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いて、人の信用を毀損し、又はその業務を妨害した者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する」（偽計業務妨害罪）と規定されています。偽計業務妨害罪は、嘘の情報を用いて人の業務を妨害したときに該当する罪で、秋葉原無差別殺傷事件の模倣犯がこれに相当します。

<脅迫罪>

刑法第222条には「身体・生命・自由・名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する」と規定されています（脅迫罪）。特定の人物を殺傷する予告をした場合に当たります。

② インターネットの特性を理解させる

インターネット上で発信した情報は、多くの人に瞬時に広まり、一度公開された情報は完全には消すことができません。

また、インターネット上では、サイトを閲覧したり、サイトに書き込んだりすると、ログ（書き込みの記録）が残ります。子どもたちは、サイトに書き込みをしても誰が書いたのか分からないと思っている場合がありますが、警察からの要請があれば、サイトの運営会社（運営者）はログを提出しなければならないので、どのコンピュータから書き込んだかが分かり、書き込んだ人を特定することができます。インターネットカフェのような場所のパソコンを使って書き込みをした場合も同じです。

2 | コミュニケーションの観点

子どもたちが犯行を予告する書き込みをする場合、子ども自身の心や環境の問題、また、保護者や友人、学校での人間関係やコミュニケーションの問題が背景にあり、それらの問題がきっかけになる場合があります。トラブルを未然に防ぐために、子どもが保護者や教師など周りの大人に相談しやすい信頼関係を日頃から培っていきましょう。信頼関係があれば、子どもが困っているときや悩みを抱えているときに、すぐに察知し、相談にのることができます。

<予防策・対処方法>

① 書き込んだ内容が周囲にどれだけ迷惑をかけるかを考えるように指導する

犯行を予告する書き込みがあると、多くの人に混乱を与えます。軽い気持ちやいたずら心であっても、実際にするつもりはなくても、また、他の人のまねをただけであっても、周囲に多大な迷惑をかけることをよく考えさせ、理解させましょう。

② インターネット上で犯行予告を見つけた場合は、すぐに保護者や教師など周りの大人に連絡するように指導する

インターネット上で犯行を予告する書き込みを発見したら、すぐに保護者や教師など周りの大人に連絡するよう子どもに指導しましょう。

③ 日頃から子どもとコミュニケーションをとって心の変化に注意を払う

犯行を予告するような書き込みをする子どもは、心にストレスや心理的なプレッシャーを受けている場合があります。保護者や教師は、日頃から子どもが身近な大人に相談しやすい環境をつくっておくとともに、コミュニケーションを密にし、子どもの心の変化を早く察知できるように心がけましょう。

もし子どもが大きなストレスを抱えているのであれば、カウンセラーなどの専門家に相談し、きめ細かなケアを行いましょう。

④ 学校の緊急速報や地域のホームページで犯行の予告があったことを周知する

希望者には、犯行を予告する書き込みがあったことを学校などの緊急連絡網などのメールで一斉配信をしたり、地域のホームページに防犯情報を掲載してもらうようにするなど、情報共有の仕組みを利用するのもよいでしょう。

指導のポイント

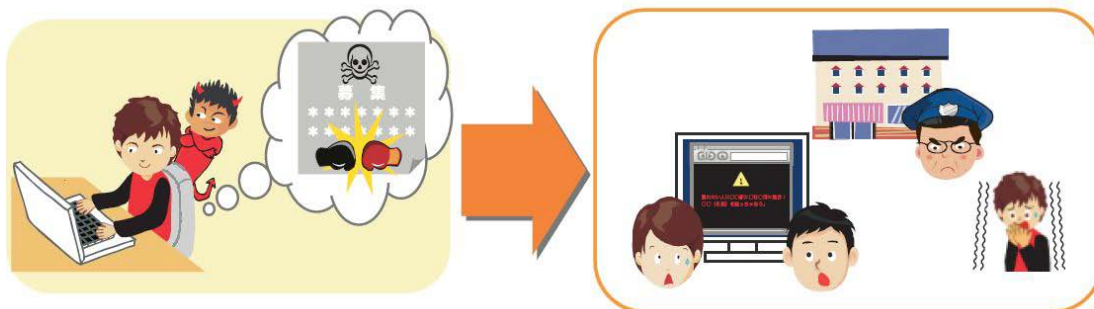
- 軽い気持ちやいたずら心であっても、犯行を予告する書き込みをすると、多くの人に多大な迷惑をかけることを考えさせる
- 実際に行うつもりがなくても、他の人のまねをただけでも、罪に問われることがあり、刑事と民事の両方で責任を追求されることがあることを理解させる
- インターネット上で発信した情報は、多くの人に瞬時に広まり、一度公開された情報は完全には消すことができない、また、インターネット上の書き込みは、調べれば書き込んだ人を特定することができるなど、インターネットの特性を理解させる
- インターネット上で自分の身近な地域での犯行を予告するような書き込みを見つけた場合は、すぐに保護者や教師など周りの大人に連絡するように話しておく
- 書き込みをする者も大きなストレスを抱えていることがあるため、保護者や教師は、日頃から子どもが身近な大人に相談しやすい環境づくりを心がける

7-2 掲示板で特定の個人に嫌がらせ

犯行予告等

「嫌がらせをしよう」などの呼びかけを掲示板に書き込むことは、実際にはするつもりがなくても、相手を傷つけたり、多くの人に迷惑をかけたりします。

深
犯



中学2年生（男子）のAくんは、いたずら心からインターネットの掲示板に「暴りたい人は〇〇駅に〇日〇時に集合！ 〇〇（名前）を殴っちゃおう」と書き込みました。

それについて、何件か盛り上げようとする書き込みがされましたが、実際には実行しませんでした。

しかし、その掲示板を見た先生が警察に通報し、警察が犯行防止のために周辺を1日中パトロールしたり、学校でも全校集会で議題に取り上げられたりと、大きな問題に発展してしまいました。

Aくんは、軽い気持ちで書き込んでしまったことをとても後悔しました。

【事例の解説（掲示板で特定の個人に嫌がらせ）】

インターネット上の掲示板等で嫌がらせをしようと呼びかけるような書き込みは、実際にはするつもりがなくても、相手を傷つけ、多くの人に迷惑をかけます。また、「危害を加える」というような悪質な書き込みは、警察からの要請があればサイトの運営会社（運営者）はログを提出しなければならないので、どのコンピュータから書き込んだかが分かり、書き込んだ人を特定することができます。書き込みの内容、影響の大きさによっては、罪に問われることになります。

<威力業務妨害罪>

この事例のように「暴りたい人は〇〇駅に〇日〇時に集合！」と書き込み、鉄道の運行を止めたり、駅周辺のお店の営業活動を止めたりした場合は、威力業務妨害罪に問われることがあります（刑法第234条「威力を用いて人の業務を妨害した者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する」）。

<軽犯罪法違反>

軽犯罪法違反（いたずらによる業務妨害）に問われることもあります。軽犯罪法はさまざまな軽微な秩序違反行為に対して拘留、科料の刑を定める法律で、軽犯罪法違反の場合、拘留されたり、罰金を払わされたりします（軽犯罪法 第1条 第31項「他人の業務に対して悪戯などでこれを妨害した者」）。

この事例では、男子生徒は冗談やいたずらのつもりで掲示板に嫌がらせを書き込みましたが、一度インターネット上に書き込むと、言い訳は通用しません。いたずら心から書き込んだとしても、自分の行動がどのような結果を招くかについて、よく考えなければなりません。

●トラブル予防のポイント

1 | 知識・スキルの観点

いたずらや冗談であっても「危害を加える」という書き込みは、犯罪行為にあたることを子どもたちに理解させましょう。また、インターネット上に嫌がらせを書き込んだ場合、誰が書き込んだかを特定することができることを理解させましょう。

<予防策・対処方法>

① 特定の人に危害を加えるような書き込みは犯罪行為にあたることを理解させる

特定の人に危害を加えるような書き込みがあると、警察が予告された場所を隅々まで調べたり、警戒要員を増やしたり、通行人を避難させたりして、多くの人に混乱を与えます。このため、業務妨害罪、脅迫罪などに問われることがあります（具体的な規定については P67 参照）、民事でも損害賠償を請求されることがあります。

② インターネットの特性を理解させる

インターネット上で発信した情報は、多くの人に瞬時に広まり、一度公開された情報は完全には消すことができません。

また、インターネット上では、サイトを閲覧したり、サイトに書き込んだりすると、ログ（書き込みの記録）が残ります。子どもたちは、サイトに書き込みをしても誰が書いたのか分からないと思っている場合がありますが、警察からの要請があれば、サイトの運営会社（運営者）はログを提出しなければならないので、どのコンピュータから書き込んだかが分かり、書き込んだ人を特定することができます。インターネットカフェのような場所のパソコンを使って書き込みをした場合も同じです。

2 | コミュニケーションの観点

子どもたちが、掲示板等に友だちへの嫌がらせを呼びかけるような書き込みをする場合、子ども自身の心や環境の問題、また、保護者や友人、学校での人間関係やコミュニケーションの問題が背景にあり、その友だちとの人間関係がうまくいっていないことがきっかけになる場合があります。トラブルを未然に防ぐために、子どもが保護者や教師など周りの大人相談しやすい信頼関係を日頃から培っていきましょう。信頼関係があれば、子どもが困っているときや悩みを抱えているときに、すぐに察知し、相談にのることができます。

<予防策・対処方法>

① 書き込んだ内容を読んだ相手の気持ちを考えるように指導する

インターネット上では、日常生活と同じように、自分の発した言葉に対して相手がどう感じるか、相手の気持ちを考えて、相手を傷つけるような言葉は使わないよう指導しましょう。

また、書き込んだ本人は軽い冗談のつもりやいたずら心で書いた言葉でも、気づかないうちに相手をひどく傷つけてしまうことがあります。誹謗中傷を書き込んだつもりでなくても、相手を傷つけてしまうことがあることを理解させましょう。

② **書き込んだ内容が周囲にどれだけ迷惑をかけるかを考えるように指導する**

特定の人に危害を加えるような書き込みがあると、警察が予告された場所を隅々まで調べたり、警戒要員を増やしたり、通行人を避難させたりして、多くの人々に混乱を与えます。軽い気持ちやいたずら心であっても、実際にするつもりがなくても、また、他の人のまねをただけであっても、周囲に多大な迷惑をかけることをよく考えさせ、理解させましょう。

③ **インターネット上で「危害を加える」という書き込みを見つけた場合は、すぐに保護者や教師など周りの大人に連絡するように指導する**

特定の児童生徒を対象に危害を加えるといった書き込みを発見したら、すぐに保護者や教師など周りの大人に連絡するよう子どもに指導しましょう。

④ **日頃から子どもとコミュニケーションをとって心の変化に注意を払う**

子どもたちが、友だちに対して掲示板などに嫌がらせを書き込む場合、その友だちとの人間関係がうまくいっていないことが想定されます。また、心にストレスや心理的なプレッシャーを受けている場合があります。

保護者や教師は、日頃から子どもが身近な大人に相談しやすい環境をつくっておくとともに、コミュニケーションを密にして、子どもの心の変化を早く察知できるように心がけましょう。

もし子どもが大きなストレスを抱えているのであれば、カウンセラーなどの専門家に相談し、きめ細かなケアを行いましょう。

指導のポイント

- 軽い気持ちやいたずら心であっても、人に危害を加えるといった書き込みをすると、相手を深く傷つけることを理解させる
- 実際にするつもりがなくても、書き込みをするだけで罪に問われることがあり、刑事と民事の両方で責任を追求されることがあることを理解させる
- インターネット上で発信した情報は、多くの人に瞬時に広まり、一度公開された情報は完全には消すことができない、また、インターネット上の書き込みは、調べれば書き込んだ人を特定することができるなど、インターネットの特性を理解させる
- インターネット上で、人に危害を加えるといった書き込みを見つけた場合は、すぐに保護者や教師など周りの大人に連絡するように指導する
- 書き込みをする者も人間関係の不安などを抱えていることがあるため、保護者や教師は、日頃から子どもとコミュニケーションを密にして、子どもの心の変化を早く察知するように心がける